

(第十部)

第八十四回
國會參議院運輸委員會會議錄

昭和五十三年三月二十八日(火)
午前十時三十二分開会

委員の異動
三月二十三日

赤桐 渡辺
操君 武君
重光 茜ヶ久保
功 内藤

出席者は左のとおり。

理事

委員

井上伊江朝雄君
吉川石破二朗君
佐藤信二君
高平公友君
平井卓志君
鮑ヶ久保重光君
瀬谷英行君
目黒今朝次郎君
田代富士男君
内藤功君
柳澤鍊造君
山田勇君

○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案（第八十二回国会内閣提出、第八十四回国会衆議院送付）

○連合審査会に関する件

○委員長（内田善利君）　ただいまから運輸委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十三日渡辺武君及び赤堀換君が委員を辞任され、その補欠として内藤功君及び西ヶ久保重光君が選任されました。

- 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案（第八十二回国会内閣提出、第八十四回国会衆議院送付）
- 連合審査会に関する件
- 委員長（内田善利君）　ただいまから運輸委員会を開会いたします。

参考人	新東京國際空港 公團總裁	大塚 茂君	小原 武君	近藤 孝治君	児玉 良雄君	福井 与明君
安第三課長	外務省課長	部施設企画課長	用課長	防衛廳施設	防衛廳防衛局連	警察廳營備局公
公團理事	新東京國際空港	角坂 仁忠君	文化	文化	文化	文化
公團理事	新東京國際空港	大塚 茂君	小原 武君	近藤 孝治君	児玉 良雄君	福井 与明君

運輸省航空局長 高橋 寿夫君
運輸省航空局次 松本 操君
事務局側 常任委員会専門 村上 登君

おりに、成田空港の管制塔が壊されました事件につきまして、けさ閣議が行われたということを聞いておりますが、けさの閣議におきまして、三十一日開港というこの時期を控えました成田新空港に対し、どのような閣議決定がなされたのか。最初に詳しく具体的に御説明をお願いしたいと思います。

ございますと、もう少し具体的の中身が明らかにされねばならぬとおっしゃると思います。閣議等におきましても、私は若干触れておきました。器材の復旧というような、私ども運輸省の関係の側における問題の中心等を考えますと、こういう点からだけでございますと、月半ばくらいにやつてやれないことはない、開港式等をやって諸般のそれ

○國務大臣(福永健司君) まず、このたびの事件につきましては、皆様に大変御心配を煩わしまして恐縮に存じます。まず衷心から、そういう点について私から皆様にお札を申し上げ、恐縮の意を表したいと存ずる次第でございます。

この事件の詳細等につきましては、これは時間も大変かかりますので、私は、初めから逐次申しあげることはこれを避けることにいたしますが、いずれにいたしましても、あの事件発生以来、政府、特に運輸省いたしましては、連日、夜を徹して、この後どうすべきかということに対しまして、対策を着々講じておるわけでございますが、何しろ御承知のような事態でござりますので、いろいろ専門技術的な点も考慮いたしまして、今後どうするかということ、たくさんございますが、なかんずくすぐ後に迫っております開港あるいはそれについての諸般の手順等につきまして、できるだけ早く決定をしなければならない、こういう観点から、昨日も、また本日の朝も関係閣僚会議を開催いたしまして、それぞれその日その日に必要な決定等もしてきましたわけでございます。さらに、きょうは関係閣僚会議の後、いまお話しの閣議における措置もとつてきた次第でございます。

まずその点から申し上げますが、新東京国際空港の開港期日は、諸般の情勢にかんがみ、一時延期する。新たな開港期日については、改めて新東京国際空港関係閣僚会議を開催し、速やかに決定する。こういうことになりますが、これだけで

二四八

されてまいつた次第でございます。何とぞよろしく
お頬ハ申シ土デニハ思ハます。

○田代富士男君　ただいま政府声明が行われれた
内容につきまして運輸大臣から御説明をお聞きいた
しましたが、私はこの政府声明の声明書を読み
ました。この成田空港の開港ということは福田内
閣の大きな本年度における公約の一つではなかつ
たかと思うわけなんです。今国会の当初において

も明確に公約として発表されております。いま運輸大臣は諸般の情勢によつて一時延期と申されただれども、諸般の情勢がいかんであろうとも公約は破られた。この責任といふものは大きいと思うんですけれども、福田内閣の公約としての責任は、本来ならば総理大臣においでいただいて質問すべきところであります。きょうは御出席いただきおりませんし、担当の運輸大臣として、福田内閣の閣僚としていかがでございましょうか。

○國務大臣(福永健司君) いま公約という御表現がございました。公約につきましては、今度の事態と関連いたしまして私どもが関係しておりますこの部分と違つた表現がある程度ございます。御承知であるうと思いますが、私はあえて今度の事件についていろいろのことを、私の所管でもございませんし、申し上げませんでしたが、こういう事態に対処して、この種の暴挙に對してどう対処するかといふような意味における政府の所信が明らかにされておりますが、これはそれぞれの担当大臣の所管でございますから、私はあえて触れなかつたわけでございますが、いずれにいたしましても、内閣は三月三十日に開港するということをいたしておりますが、いろいろのことが、三月三十日といったその日に間に合うように進行してきておつたのが、もう少しといふところでこういふことになつたことについては、私は残念きわまりない心境でございます。だからといって、そういう

かなかつたことについては私らの責任でないなどとは断じて申しません。断じて申しませんのござりますが、こういふように進んできたのも思うようにいかなかつたという事態、それ自体は私は非常に深刻なものであり、これを政治をやる者の責任において的確にとらえて今後に対処する必要があるうど、こう思うわけございまして、このことは、内閣としてはいつまでに開くべきであつたという方針でまいつたという意味においての責任もさることながら、こういうことが起つた今後においてどうあるべきかということは、またそれがなりの責任があらうと思うわけでございまして、責任の重大性を認識するがゆえに政府は政府で声明を行つたと、こういうことではございますが、声明を行つたからそれで責任は済んだなどと私は決して申し上げているのではなくて、今後の事態の処理等を含めて国民各位の納得をしていただけけるような方途が種々講ぜられなければならない、こういうように存ずる次第でござります。

○田代富士男君　じゃあ大臣ですね、いまさつきこの閣議決定の内容とともにお話しになつた中で専門的技術面からこれを見て、いつた場合は、月半ばぐらいには何とか使用できる見通しではないかと思う、しかし余り急いでこの根本であるところの安全確保という面が損なわれるようなことがあるならば、また諸般のいろいろな手続等の状況もあるんだから、そういうことをもう一度関係閣僚会議を開いて検討したい、そしてその後に金曜日に行われる閣議において今後の方針を決定したいという、こういう大臣のお気持ちをいまお聞きいたしました。大臣としては三十日開港予定でありますたし、一日も早くと、いうお気持ちは変わらないと思いますが、被害の状況等をつぶさに報告を受け、今後の対策を考えられた上にこういう機械関係では月半ばという見通しが立つていらっしゃる。あえてそういういろいろな諸般の手続等をやるならば、いつまでも延ばすというわけにはいきませんけれども、四月いっぱいいかかっても、五月には——四月末か五月の初めぐ

らいには闇議決定で最終的に結論は出されるにしましたが、運輸大臣として三月三十日に開港予定であったその気持ちも含んで、その見込みはあると思われていらっしゃるのかどうか、少なくとも機械関係の面では四月半ばまでの見通しは立っています。このことでござりますから、そこらあたりはいかがでございましょうか。

○國務大臣(福永健司君) 私といたしまして、なしにし運輸関係の者といたしましては、先刻も申し上げましたように、四月半ばにはということを考えておりまますし、それは根拠ある次第でございまますが、いろいろこういうことに立ち至ったことをよく考えてみますと、私どもの見るその考え方だけではこの事態に対処して何日ごろにはどうというだけではない。第一に、お話をございまして安全の確保というようなことについてはいけませんので、そういうことを払拭できるようなことにしなければならぬとこう思つておりますが、純運輸省的なその考え方のほかに、今度の事件はいろんな示唆があると私は思うわけでござります。この点につきましては、必ずしもそういう点についてまで私はそういう観点から、さらに何日を要すべきものだとこれは言うことは遠慮しなければなりませんけれども、こういうこともいろいろ特にいろいろと申し上げたい——いろいろあわせ考えて対処することが必要であらうとこういうようになります。

そこで、そういうことからただいまは四月中か五月の初めにはできそな、いまの話ではできそなものが、運輸大臣はどう考えるかといふお話をございますが、私の考えとしては、先ほども申し上げましたように、純運輸省的なセンスから申しますならば、四月半ばにもというところまで考えておりますから、その他のことについては、これは私はその他のことはどのぐらいでよかるう

ということはこの場合ちよつと遠慮したいと思いませんが、いずれにしてもそういうことにも念を入れるべきである。こういうことから、もう少しといふわけでござりますので、早ければ四月の半ば過ぎにでもと思わぬではございませんが、それほどもの考え方だけでございまして、それだけではないかと思いますから、そこから後の方は、ちよつと私、閣議が来るのを待たないで何日どろがよからうということは申し上げかねますが、いま申しましたようなわけで、私としてはなるべく早い方がいいと思います。いいと思いますが、同時に、私はその他の点について念には念を入れた措置を講じてその後の措置を行つていただきたい、こう存じますので、大変急いで、運輸省的センスから言えば、ということで初めての時期については言えますが、あとはもう少し——けれども、これもまた、そういうまでもかかつてゐるような話では、ただいまおっしゃったようなところ、これはどうするとなた大体いつごろになつたというのは何ですが、私ども何にも言わぬうちにけさあたりの新聞等にもいろいろ出ておりまして、私ほどよりも多少不本意なところがあるんでござりますが、いずれにいたしましても、そういうようなことをあることを御理解いただきたいと思います。

○田代富士男君 大塚総裁、事件が起きました後で総裁として、あの空港の管理者といたしまして一応状況報告をお受けになられたと思ひます。その状況報告をお受けになられた上に、三十日開港、四月二日から運航されることになつておることはもう十二分に御承知のはずでありましたが、応急措置をして何とか間に合うというようなことを総裁がお述べになつていらっしゃるわけなんですが、いまの大臣のお話をお聞きいたしますと、かなりの開きがありますけれども、あの時点で総裁はそのように理解されたのであって、現時点に違ひがあったと、このようにお認めになつていら

○参考人(大塚茂君) 当日、私、実は成田空港におりまして状況をつぶさにこの目で見ておりました。そうした後、記者会見がございましたして、どうするのかというような御質問がありましたが、その当時はまだどの程度の被害があるのか、それに対しての復旧にどれくらいの日時を要するのかと、いうようなことが全然まだわかつておらない段階でございましたので、私としましては、できるところなら予定どおり進めたいという希望を申し上げました。しかし、その後いろいろ実情調査いたしましたとして、ただいま運輸大臣からお話をございましたように、施設の復旧だけでも約半月かかるといったようことがはつきりいたしてまいりましたので、したがって、当然それはやらなければいけない。しかし、それだけでなしに、私どもとしては十分な安全対策を講じてきましたつもりであり、また治安担当局でもそうしていただいておったというふうに私はとも思はるでありますけれども、いずれにしてもこういう事件が起きたということはどこかにやはり足りないところ、欠陥があったということを私どもは反省をしなければいかぬというふうに思います。そういう見地から、さらに先ほどの運輸大臣のように念には念を入れた安全対策というものを講じまして、エアラインの方にも、旅客その他利用の方々にも安心して成田空港に来ていただけるようにしなきやいかぬということは、これまた当然だと思います。そういうふうな考え方から、これを延期することは当然であり、そうした技術面の施設復旧と安全対策、この二つについてはつきりした見通しを立てた上で今後の開港日を決めるべきだということに私も賛成であります。当然そうすべきものだというふうに現在考えておる次第でございます。

社にはその増便できない原因の一つとして成田空港が取り上げられておりまして、世界各国の航空会社、各國は成田というものに対して注目をしていましたことは事実であります。また、その準備もう進めておりました。ところが、この時点では延期ということになりました。これに対する、外国の日本に対する不信感というものは、これはぬぐい去ることができないと思いますけれども、こういう面に対しまして、これはどのように今後対処をされていかれるのか、御説明を願いたいと思います。

○國務大臣(福永健司君) 専門的な点につきましては航空局長以下に答弁させることにいたしますが、まず私から申し上げたいと存じます。

NOTAMどおりにいかずにこういうことになつたということは、まことに遺憾でございますが、誠意を尽くして関係諸外国、世界に向かってこの事態を理解していただけるように直ちに手配もすでにいたしておりますが、各方面にその措置をとつて、できるだけ理解をしていただくようしなければなりません。しかし、いずれにしても、こういう事態が起つたということについても、いろんな意味で努力しても、なおかつ、まだいろいろ外国から見るとそれでいいのかというところもあるらかと思います。そういうことについては、このたびも一生懸命にその措置を講じ誠意を尽くすということでございますが、それのみをもつて足りりとするのでなくして、今日以後長くこの不信をぬぐい去ることにあらゆる努力をしなければならぬと、こういうように存じます。

世界各国との間で成田ができたらという期待がいろいろござります。こういう点につきましては、実は私、本委員会等でもいろいろお話を伺っておりますし、私は私なりに考えまして、各國の関係大臣とかあるいは大使とかいうような人たちが大ぜい参りましたときに、国によりましては私申しておきました。向こうで言うのは、成田が開港したら増便はしてくれるんだうなとか、これ聞いてくれるんだうなどという大きな具体的な

な期待、これがかなり表明されたのでござりますが、そのうちのごく若干については航空協定を結ぶなどの措置によって成田開港後の取り決め等もされておりますが、おおむねのところは目下折衝中であります。あるいは近く折衝というとの問題が多いのでございますが、それに先んじて私にいろいろ申し入れ等があつたのに対しましては、私は率直にそう申しておきました。いままで私が就任する前に成田開港後ということとで話があつたことについては、皆さんの方では成田が開港すればすぐにそういうことになるのであるというようになつたらなつたでいろいろ気をつけていかなければなりませんが、成田が開港になつたからつすぐ直ちにいろんなことができるというようなものではない、先ほども申し上げましたが、念には念を入れて新しい空港になつたらなつたでいろいろ気をつけていかなければならぬという観点からいたしますと、成田開港後にいろいろ話あなたたちが聞いておられるのは、ある程度成田開港後適当な時期にと、こういうふうに理解してもらわなければ困る、こういうふうなことを私申しました。中には、どうもそれじや弱ったな、というような顔つきをしている人もありましたが、そういうやうだなと言つた人もあります。いずれにいたしましてもそういうことであった。そこに、かてて加えて、いまのような事件が起りましたことは、さらに一層その種のことによつて影響を及ぼすということではございまます。まあそういうことについてはよく理解を求めるところに、鋭意努力をいたしまして、なるだけ影響が少ないようになつて対処していくように措置をとつていきたいと存じる次第でございます。

あとのことにつきましては事務当局から説明をさせます。

○政府委員(高橋寿夫君) 特別につけ加えることはございませんけれども、手続関係では、開港の日を定めた告示等がござります。これは国内的なものでございますが、それとあわせまして、いま先生御指摘の、十二月三日に民間航空条約加盟各國へ出したNOTAMといわれるものがございま

す。大臣が先ほどお話を申し上げましたように、次の金曜の閣議のときに具体的にいつからということが決まるトスレバ、その確定日を待つて告示とかNOTAMの改正はすべきだと思ひますが、とりあえず、一時延期ということにつきましては、きょう直ちに在京の各国エアラインに話をし、無用の混亂が起らぬないように措置をいたしております。

○田代富士男君 外務省の方見えてますか。——外務省として今回のこういうような事件を受けて、対策を講じられるかと思ひますけれども、外務省としてどのように対策を講じられる御予定でございましょう。

○説明員(小原武君) 私は報道課でございまして、ただいまの御質問に対してもお答えする立場にはございません。

○田代富士男君 じゃあ結構です、時間がありますから。

時間がありませんから次に進みますが、当運輸委員会といいたしまして去る二月二十三日、成田空港を視察いたしました。その折に私たちは、あの管制塔も、実地にエレベーターに乗りましてあの管制塔の現場もこの足で、この目で現場確認をしておりります。そこで私はあのときに、大塚総裁も一緒にいらっしゃったかと思いますが、一番の心配点は、過激派がこの管制塔に上ってきた場合、成田の機能は麻痺してしまうのではないかということです。あのエレベーターの中から上がる、一番上に上がつてからも、ここへは過激派は絶対入れませんかと、たびたび質問をいたしました。そのときに、あの途中からエレベーターに乗りかかるところでしばらく待つてあるときにも、このように過激派を防止するためにエレベーターは乗りかえるんです、そういうことで、われわれはいきなり上へ上がりたいと思っていたけれども、おろされました。ここでこういうふうに防止をいたしますと。そして、最上段階へ上がりまして、そこが管制塔になっているかと思ひましたら、そこは管制塔になつておられません。それからまたう

せん階段を上がりまして管制塔へ入ったわけなんです。だから、過激派が攻めてきてもここは守れますが——ドアは開きませんし、絶対に守れます、という太鼓判を押されました。われわれは初めての視察でありましたし、エレベーターを乗りかえらせてん階段で、そのとびらは外からは絶対にあきませんと、ははあ、ここまでやられているならば大丈夫だな、私自身太鼓判を押されましたからそういう気持ちで帰つたんですけれども、その太鼓判が太鼓判にならなかつた。われわれの運輸委員会の視察の折に確認をしたにもかかわらずそういうふうになつてしまつたというのは、何が抜けていたか、そこらあたりちよつと明確にしていただけませんか。

その点については考へているかと思うのでござりますが、まあ普通の常識で考えた程度ではそれでございますが、どうてい十分ではないということ、そういうことを幾多今度はある意味においてわれわれは示唆を受けたということです。現地の諸君としてはより一層そりであつてもらいたいといふように思いますし、そういうことについて配意するよう、あの事件後にも私からも申している次第でございます。

あとは大塚君の方からお答えさせます。

○参考人(大塚茂君) 実は管制塔は航空局の財産でございまして、公団の財産ではないのでございますが、便宜私から御説明を申し上げますと、十四階に非常口がございまして、非常に場合にそこからベランダに出て、ダストシュートですか、それで地上に逃がれられるという、これは消防法上からそういう避難口をどうしてもつくるにやいかぬ、そしてその避難口にはかぎをかけておいてはいかぬという規定になつておるそうでございまして、結局十六階のあのドアは中からロックをして侵入者は侵入できなかつたのでござりますが、その十四階の非常口からベランダのところへ出まして、そこからその上にあつたパラボラアンテナを壁に取りつけてあります鉄材をよじ登つて、そこから十五階のベランダ、といつても何か六十センチばかりの下のすいたベランダでござりますが、それに出て、そこで十六階のガラスを打ち破って入つた、こういうことでございまして、その十四階の非常口の今後の取り扱い、消防法との関係その他をさらに私どもとしては検討して、十分な対策を講じなければいかぬというふうに考えております。

○政府委員(高橋寿夫君) 若干補足させていただきます。

事実関係はいま総裁がお話し申し上げたとおりでございますが、今後は、非常口から外へ出られると、いうことが困るわけでござりますので、窓から入ってくるということを予想いたしまして、非常口の手前のところにもう一つ鉄のとびらなどを

○田代富士男君 こういう、いま事実関係をお話しいただきましたが、ここに非常口が十四階あるという、まあ見学の場合も十四階までは上げないと思うんです。私たちには視察を行つた。運輸委員の視察であつたから管制塔へも入れていただきたいと思うんです。少なくとも、私も初めて行きまして、エレベーターを途中で乗りかえて、ここに非常口がある、そこまで知るには外部の者には容易なことではないと思うんです。そうした場合に、初めて行って、非常口があつた。そこから、非常口というものは、上に通すべきような非常口ではないはずなんでしょう。そこがいま申されるとおりに、ペランダへ出て、パラボラアンテナのところからよじ登つて上に上がつた。これは地上にある、その辺に肉眼で見れる場所じゃないですよ、肉眼で。そうでしょう。あれは高さは何メートルと言わされましたかね。數十メーターの高いところです。それに特定な人のみが入室を許されるべき場所の非常口から出たということは、外部の者にこれは知らされてない、その場所が知らされたということは、これは大きな問題点があると思うんですが、大臣どうでしょうか。

機密の保持ということが行われないと大変なことになるということを、私は私なりにしみじみと感じておるところでござります。今後どうするといふことになると、それもばれてしまうことがありますので、(笑声)今後のことにつきましては、大分考えておるところもござります。やっぱり、このことを示唆を得て、今後にそれを生かしていくということでありたいと、私は強く感じておるところでござります。

○田代富士男君 それで、今回のこの管制塔の襲撃事件は、いま福永大臣もそんなことは起こるべきことではない、夢にも思わなかつた、というようなことが行われておるわけなんです。これはいま私は高いところの話をしました、そんなことは起こるべきはずがないという、これがどこから来たと思います。あんな高いところで事件をやつたのが、地上からではなくして、マンホールの地下から来たじゃないですか。目に見えない高いところで事件があつた、夢にも思わなかつたです——これは目に見えないマンホールから上がつてきましたじゃないですか。これはどのように受けとめていらっしゃいますか。

○國務大臣(福永健司君) その点につきましては、私は、マンホールなんというようなことも、後から考えりやそんなことに気がついて——気がついている者はあつたかもしれないが、まさかといふことであつたかもしれません、これはまあ私どものこともさることながら、警察関係の警備と関係することでござりますけれども、どうもあいいうことが起こつておること自体、後から考えれば、ずいぶん妙なことであります。どうもいまから考えますと、当然にそういうところにはいろいろの配意が行われていないければならなかつたんじゃないかという感じが私もいたしておるわけでございます。まあ現実に起こつたことに対しても、それが無理もないんだというようなことは、私はあえて申しません。そういうことでなくして、現実にそういうことが起こつているのでありますから、深くこれを心して、過去にあつたそういうこ

とを教訓として、教訓つて、ありがたくないないない
教訓でござりますけれども、今後に生かさなければ
ならない、切にそういうように考えておりま
す。

○田代富士男君 そこで、いま私はマンホールの電話をいたしましたが、こういうマンホールから攻撃をされるというようなことは、事前にいろいろ対策を講じられる席上において話が出了のか、またそういうようなことが、成田空港を守るという立場からそういう資料を集めて検討されたことがあるのか、警察庁の方、見えていましょうか、御説明願いたいと思いますが。

○説明員(福井与明君) 実はことしの二月二十六日に、過激派が空港のフェンスの下にありますU字溝から侵入した事犯がございます。そこで、そういう仕方の侵入ということについては、実は警察の方では検討しております。今回のマンホールにつきましても、あの場所にマンホールのいわゆる出口と申しますか、穴があることは実査で承知をしておったわけござりますけれども、この点大変反省をしておりますが、ただその穴がどこに通じておるかということを、実は地図の上で調べまして、一応公園の地図に出ておりますマンホールの出口についてはそれなりの申し入れをして、公園側でもそこからは容易には侵入できないような鉄の棒を立てるという措置にはなっておったわけでございますけれども、残念ながら今回の場所につきましては、非常に新しい工事のようでございまして、地図にもあの先の侵入口は出しておりません。事犯が発生した後に、出の方はわかりますけれども、入りの方を調べるために地図でやつてみて、さらに地図の先からずつと実査をしてやつと突きとめたという状況がございます。そういうことで、もう少しマンホールそのものを地図だけに頼らずに、足で実査をしておれば突き止め得たと、こういうことでその点は十分反省しております。

から来て いるとい うことが明記されてないとい うこと でございま したけれども、だから、この地図を作成されたのは、公団側ですか、そ うい う大事なことをこれ はど うしてお抜かしになつたん です

○参考人(大塚茂君) 私も実際に警備当局と打ち合わしたときに、どういう図面を差し上げ、あるいはお見せをしてやつたかということまで実はまだ確かめておりませんが、うちの図面には大体マンホールのあれば入つておるんですが、先ほどもちょっとお話を出ましたように、今度彼らが入つたと思われますのは、二期工事の目下工事中の排水幹線のようでございます。一期工事の方はちゃんと経路も入つておりますし、その出口もさくでふさがれしておりまして、これが被壊されたという跡は、調べましたが、ございません。結局入つたとすれば、それにつながつて二期工事の目下工事中の排水幹線ということで、これはまだ工事中でございまして、でき上がってないからあるいは画面にやっぱり入れてなかつたんぢやないかといふうに私も考えておりまして、そういう面において、われわれの方の警備当局への連絡が不十分であったというふうに、私も反省をいたしておりますのでございます。

○田代寅士君 いま警察庁の方から二月の二十六日にU字溝から侵入をした、そういう事件があつたということをお聞きしまして、その検討をされた。それであるならば、今日まで約一ヵ月間あるわけなんです。その間には関係者が集まつていろいろ検討をされた時点で、U字溝のこういう事件があつたというときに、じやこのマンホールはどこへ行つているのかという、そこまで一步確認しておれば今回の事件というものは、結果論でありますけれども、未然に防ぐことができていたのではないかと思うんですが、どうでしようか。

○説明員(福井と明君) 委員御指摘のとおりございまして、もし、その際に一つ一つ実際にマンホールの中に入つて実査をしておりますならば、当

マンホールの出口のふたを何か一時遮蔽をするなり、マンホールの出口の方を何かもつと強力に遮蔽をする方途はあつたわけでござりますから、その点については十分反省をしております。

○田代富士男君 そこで、今回の成田の事件といふものは、ただ単にその辺のゲートの近くの金網を破つて数名が侵入して火炎びんを投げたといふ、こういうなまやさしいものではなくして、私が質問している最中にも大臣はまことに妙な話であると、予想だにしなかったことが起きているということですけれども、予想だにしなかったことを、相手の過激派はお互いの攻撃目標というものの完全に打ち破られて乱入されたということは、これは無防備の状態で少人数であったということであるならば、これは理解できますけれども、開港を控えまして全国からの警察官の動員を図つて守つていたにもかかわらず正面ゲートが破られたということは、これは大きな問題点ではないかと思うんですけれども、この点いかがございましょうか。

規制した時点が空港内ではないかという点がござりますが、それはまあ、ござりますけれども、逮捕なり規制をしているということで一応ぎりぎりの警備の目的は達しているというふうに考えてお

ります。ただ、一番当初の二十人については、管
理棟に実際に侵入されたということで大変申しわ
けないと、こういうふうに考えております。
○田代富士男君 そこで、いま時間をずっとお述
べになりましたが、零時五十分が第一グループ、
第二グループが一時十五分、第三グループが一時
四十五分と、このような過激派の動きを見ます
と、これはすべて運動した行動であると見るのが
正しいのではないかと思うんです、あくまでこれ
は結果の上から申し上げるわけでございますが。
この空港開港に備えまして、警察といたしまして
は、事前に過激派のそういう拠点というものを検
問するなり、いろいろ捜索をして万全を期してい
た、にもかかわらずこれだけの大量の火炎びんと
いうものが用いられたということは、一般の市民
からするならば意外という以外にないわけなんで
す。あらだけ検索をしたにもかかわらずまだこれ
だけの火炎びんが残っていたのかという、これは
事前のそういうような検閲においては確認できな
かったものであるか、不可能なことであったのか
どうかということですが、どうでしょうか。
○説明員(福井与明君) 彼らは機関紙等で今回は
組織を挙げて取り組む、しかも正規戦とグリラ戦
を併用して取り組むという趣旨のことをそれぞれ
のセクトが申しております。したがいまして、そ
れに備えてのこちらの警備方針を立てて取り組ん
だわけでございます。空港の施設等に集団で、あ
るいはグリラで侵入してくる、あるいは関係の施
設、これは空港の内あるいは空港の外にもござい
ますが、空港あるいは公団あるいは警察の施設等
を包囲をしてくる、あるいは東関道等の主要な道
路に何か輸送を妨害するようなことをやる、ある
いは団結小屋から出ていきましてさまざま不法
事犯を敢行するということを考えまして、多面的
な、しかも広域的な警備方針を立てて実際に警備

に取り組んでおったわけですが、したがいまして、ゲリラ等に備えて事前の検索、捜索等もいたしましたけれども、残念ながら恐らく事件に直近した時点で、どこか現場から比較的離れてない時点で、車のガソリン等を抜いて火炎びんを製造しておるのだと思しますが、検索、捜索等を事犯の前々日等にまでわたってやった時点ではある程度の発見はしておりますが、今回使われたものについては発見できなかったというのが実態でございます。

○田代富士男君 そこで、今回の襲撃事件において、残念にも管制塔の侵入を許してしまったといふことは遺憾であるということございますが、やはり空港の機能の一番の心臓と言うべきものは管制塔ではないでしようか。私たちがいまさっき申しました二月二十三日視察に参りました折にも、一番最初に管制塔を観察いたしました。心臓部であります。そういう意味から、管制塔に乱入されるとということは、事前の打ち合わせ等においても予期されて計画を立てられたことがあるのでしょうか。それとも管制塔侵入ということは絶対あり得ないという前提のもとであったのか。そこらへいかがございましょう。

これは当然警察側でもそうですねけれども、大塚

総裁の立場として、過激派が毎日のようであれだけの騒ぎをしておりますが、管制塔に侵入されるということは絶対あり得ないと確信なさつていらつたのか、あり得るならどういう対策を講じようと公団自身として関係者と打ち合わせされたのか、両方からお答え願いたいと思います。

○説明員(福井与明君) 実は管制塔の構造について、大臣その他運輸省、公団の方からさつき御説明ございましたが、警察の方でも事前の実査をしております。その際にやはり電子ロックというものを確かに私の方でも過信した点がござります。

そこで、十六階部分には、内側からあけない限りは入れないということを前提にして警備をさした点は確かに反省をしております。十四階のキャッ

ツ・オフと称する非常口があつて、しかもそこが施錠されてないということを突きとめておりますが、いわばということは大変残念に思つておりますが、それで、実査をした際に内側からしかあかない。そこで外側からあけるように言つてきた際にその人物を内側から確認できるような装置をされたらどうですかと、そういうアドバイスはしているわざでございます。そこで、内側からしか絶対にあかないということを前提にして、管制塔の警備については、いわゆるあの区域を担当しておる機動隊の配備はもちろんございましたけれども、管制塔そのものを防護しておるのは空港署の部隊であつて、管制塔だけを専門に持つておる状態の配備をしてなかつた、その区域を管制塔を含めて配備しておった状態はござりますけれども、そういう点では配備が十分でなかつたと、こういう点は反省をしております。

○参考人(大塚茂君) 管制塔は、おっしゃられま

すように、空港の中核神経と申しますか、というよ

うな存在でございますので、過激派に当然ねらわれるということは私どもも考えておりました。そ

れがゆえに、先ほど申し上げましたような、いろ

いろ建築上、構造上の対策も講じてあつたとい

うわけでございます。また、われわれの方として

は、玄関口にも管理棟の入口にも同じようなロッ

クをつけておりまして、ガードマンも配置してあ

りましたし、御承知のように空港警察署と廊下は

通じているというような、まあ管制塔は正確に言

えば管理棟の上にそびえておるわけですが、ほと

んどその管理棟と警察署の間にそびえている、上

に立つておるというような位置でもござります

し、まずこれに侵入されることはなかろうというふうに考えておつたということは事実でございま

す。だから、ここらの問題点について、いま警察

府の方から管制塔のとびらについても、内から外の人を確認できるような装置をつけただどうです

かとアドバイスをされておるわけなんです。だから、こういう点についてもいま一度これは、もう

過ぎたことは仕方がないにしても、徹底的にじやけでございます。

○田代富士男君 そこで、内側からしか絶対にあ

かないということを前提にして、管制塔の警備に

ついては、いわゆるあの区域を担当しておる機動

隊の配備はもちろんございましたけれども、管制

塔そのものを防護しておるのは空港署の部隊であつて、管制塔だけを専門に持つておる状態の配備

をしてなかつた、その区域を管制塔を含めて配備

しておつた状態はござりますけれども、そういう

点では配備が十分でなかつたと、こういう点は反

省をしております。

○参考人(大塚茂君) 管制塔は、おっしゃられま

すように、空港の中核神経と申しますか、というよ

うな存在でございますので、過激派に当然ねらわ

れるということは私どもも考えておりました。そ

れがゆえに、先ほど申し上げましたような、いろ

いろ建築上、構造上の対策も講じてあつたとい

うわけでございます。また、われわれの方として

は、玄関口にも管理棟の入口にも同じようなロッ

クをつけておりまして、ガードマンも配置してあ

りましたし、御承知のように空港警察署と廊下は

通じているというような、まあ管制塔は正確に言

えば管理棟の上にそびえておるわけですが、ほと

んどその管理棟と警察署の間にそびえている、上

に立つておるというような位置でもござります

し、まずこれに侵入されることはなかろうという

ふうに考えておつたということは事実でございま

す。だから、ここらの問題点について、いま警察

府の方から管制塔のとびらについても、内から外

の人を確認できるような装置をつけただどうです

かとアドバイスをされておるわけなんです。だから、

こういう点についてもいま一度これは、もう

過ぎたことは仕方がないにしても、徹底的にじやけでござります。

○田代富士男君 いま総裁おつしやいましたとお

り、私も現地視察をいたしました、場所がどこに

いたしましたても三月三十日の開港まで何とか無

事にということで、全国から動員されていたと思

います。千葉県警の警察官といいましても限度が

あります。だから、ここらの問題点について、いま警察

府の方から管制塔のとびらについても、内から外

の人を確認できるような装置をつけただどうです

かとアドバイスをされておるわけなんです。だから、

こういう点についてもいま一度これは、もう

過ぎたことは仕方がないにしても、徹底的にじやけでござります。

○田代富士男君 そこで、心配なことは、警察

署に生かしていきたい、こういうふうに考えてお

ります。そうしまして、確かに限りある警察力

でございますが、部隊のきめ細かな配置、運用、装備、資器材の効率的な活用によって万全な警備をやつていかたい、こういうように考えておりま

す。

若干内容に触れさせていただきますと、それに加えまして施設の問題がございますが、たとえば今回、鉄パイプに有刺鉄線を巻きつけた三角形の

車止めを用いたわけでござりますけれども、車をとめるには軽過ぎるといった問題がございます。

そういうものは、物で解決できるわけありますから、そういう物で解決することによって部隊の配

置を節約できる点も確かにございます。

それから、公団の方にもできるだけの自主警備をお願いして、たとえば今回のよろな事犯の際にも警報装置を使って、できるだけ早くこれを警察がキャッチできるような、そういう物理的な装置をしていただくといった問題もございますが、警察としてやるべきことはもちろん自分でやって、しかも関係の運輸省、公団等とは十分連絡をとりながら万全な警備をやっていきたい、こういうふうに考えております。

○田代富士男君　過激派の闘争といふものは、ただ単なる空港反対の闘争というのではなくして、いまでは一つの戦争のような感じも一般の人からするならば受けられるのだという、そういう声も私は聞きました。これはこのまま放置するわけにはいかないですから過激派に対する対策といふものを、これも法制面からこの対策を講ずべきではないかと思うわけなんです。このままの対策で臨むべきではないと思いますが、警察庁としてはそういう点の検討はどのようにお考えになつていらっしゃるのでしようか。

○説明員(福井与明君)　とりあえず現状では、現行の法令の諸条項を十分に活用いたしまして、ゲリラ等の事犯にも対処していくかたいと、こういうふうに考えております。ただ、より以上有効な過激派の規制について立法措置の必要性の有無についても、関係省庁と十分連絡をとりながら検討を進めてまいりたいと、このように考えており

ます。

○田代富士男君　そこで大臣、これは私は法案の質問の時間もありますものですから終わりたいと思

いますけれども、いま一つの事件を取り上げて、いろいろのは、いろいろ根深い問題があると思うんです。

私は申し上げましたけれども、この成田の問題と私は申し上げましたけれども、この成田の問題と

思いますが、いろいろ根深い問題があると思うんです。

まず第一点は、地元対策の問題。すなわち、地

元が反対した、それに強制的に、これを何が何で

もという、そういうこと、長い間の闘いであり

ますけれども、こういう問題だとか、あるいは交

通手段の問題、これもまだ未解決の一解決した

ということです。私が未解決です。私たち

が、二月二十三日に視察に参りました。箱崎から

出発したのが十時三十分でございまして、約六十五分でバスは着きました。高速道路もちろん入り

ましたけれども。タクシーの運転手さんに聞きましたら、何時ごろ出発したんだかと聞かれまし

て、まあ十時半ごろです。それはすいてますよ、

乗せられたんですよ。私はこういうふうに言

われまして、こういう問題も未解決であるし、あ

るいは燃料輸送の問題、これもさうは時間があ

りませんから割愛をいたしますけれども、こうい

う問題も未解決、また、騒音の問題も未解決。こ

ういうようなもの、対策というものが後手手に

回って、地元の不信というものを強め、反対運動

を巻き起こしてきた、そういうものの一つの縮図

といふものが、今回の管制塔の襲撃事件ではある

ではないかと思うわけなんですね。そのときに当

たりまして、きょうの政府声明を、これを見ます

れば、政府の立場はきわめて遺憾であるという一

言です、これは。もっと――こういう政府のとつ

てきた対策というものが遺憾という二字だけ示

すことができるのか、私はこれは大いに反省をし

ています。もつと――こういう政府のとつ

てきた対策というものが遺憾という二字だけ示

すことができるのか、私はこれは大いに反省をし

ています。もつと――こういう政府のとつ

てきた対策というものが遺憾という二字だけ示

すことができるのか、私はこれは大いに反省をし

ています。もつと――こういう政府のとつ

てきた対策というものが遺憾という二字だけ示

すことができるのか、私はこれは大いに反省をし

も、まさか管制塔に入ることは私は思いませんでし

たと、まあマンホールから来るとということは思

いませんでしたと。これが羽田空港で、まあ陽動作

戦として全部の目が成田成田へいつている、いま

羽田空港で起きたとするならば、羽田空港の警備

ともお考えになつたこと、大臣ありますか、どう

でしようか。

まず第一点は、地元対策の問題。すなわち、地

元が反対した、それに強制的に、これを何が何で

もという、そういうこと、長い間の闘いであり

ますけれども、こういう問題だとか、あるいは交

通手段の問題、これもまだ未解決の一解決した

ということです。私が未解決です。私たち

が、二月二十三日に視察に参りました。箱崎から

出発したのが十時三十分でございまして、約六十五分でバスは着きました。高速道路もちろん入り

ましたけれども。タクシーの運転手さんに聞きましたら、何時ごろ出発したんだかと聞かれまし

て、まあ十時半ごろです。それはすいてますよ、

乗せられたんですよ。私はこういうふうに言

われまして、こういう問題も未解決であるし、あ

るいは燃料輸送の問題、これもさうは時間があ

りませんから割愛をいたしますけれども、こうい

う問題も未解決、また、騒音の問題も未解決。こ

ういうようなもの、対策というものが後手手に

こつたようなことがそこであつたらどうするかと

いうことで、考えたかと、こういうことでござい

ますが、私もその種の心配をしております。のみ

ならず、羽田とかなんとかという航空関係ばかり

ます、私もその種の心配をしております。のみ

ならず、羽田とかなんとかという航空関係ばかり

ます、私も忘れてはならぬと私は思うのでござい

ます。この問題は、根深いという御指摘もございま

した。と同時に、いろんなことがいろんなこと

に、何というか、利用されている事実も多くある

わけでござります。総合的に対処しなければなり

ません。

いま、羽田であつたらどうするかと、成田で起

ったたよなことがそこであつたらどうするかと

いうことで、考えたかと、こういうことでござい

ます。この問題は、根深いという御指摘もございま

る。予算の金額をまず申し上げますと、中身とし

て、教育施設の防音工事、あるいは民家防音工

事、移転補償、それから緩衝緑地の造成、それか

ら大阪等につきましては航空機騒音防止対策事業

の資金の貸し付けあるいは周辺整備機構の出資金

等々ございます。これら全体を通じまして、東京

空港につきましては、昭和四十二年度から五十一

年度まで約十年間の実績でございますが、東京に

つきましては約四十六億円でございます。それか

ら大阪空港は非常に多いわけであります、六百

八十五億円、福岡空港につきまして九十億円でござります。で、これらのうち一番やはりお金を食

いますものは防音工事の関係でございまして、た

とえば大阪空港の周辺では、教育施設あるいは病

院等についての防音工事に二百三十億円、民家の

防音工事に百三十億円。それから次に大きいのは

移転補償の仕事でございまして、これは騒音の激

基地地区から移転をなさる方に対しまして補償をお

払いするという金額でございます。それから次に大きいのは

空港が飛び外れて大きゅうございまして、二百七

十億円というような金額になつております。

○田代富士男君　次に御質問したいことは、航空

機騒音防止法によるところの騒音区域の設置基準

と、公害対策基本法によります航空機騒音に係る

環境基準というものが決められておりますけれど

も、両者の関係性について簡単に御説明願いたい

と思います。

○田代富士男君　機騒音防止法によるところの騒音区域の設置基準

と、公害対策基本法によります航空機騒音に係る

環境基準というものが決められておりますけれど

も、両者の関係性について簡単に御説明願いたい

と思います。

○政府委員(高橋寿夫君)　御指摘のように、環境

局の告示によりまして、公害対策基本法に基づき

ます航空機騒音に係る環境基準というものが昭和四

十八年十二月に出ております。これは飛行場の種別ごとに、あるいは飛んでおります飛行機の種別

ごとに、それぞれの実情に応じまして一定のWE

CPLといふ数値によりまして告示をいたして

おりますが、この告示が私ども騒音防対策を講

していく場合の目安でございます。そして、この目安を達成するための手法といたしまして、御案内のようないくつかの手法を講じまして、環境基準の達成を図つておる。したがいまして、告示の環境基準は目標でございまして、それを達成するための手法が騒音防止法に基づく各種の手段である、こう御理解いただくのがいいと存じます。

○田代富士男君 次に、いま御説明いただきました環境基準の問題でございますけれども、この最終目標といふのは、御承知のとおりに昭和五十八年までに達成を要請されておるわけなんです。それは、七五WECPNLに合わせてこういうようないくつかの最終目標のセンターを引き直すべきではないかというようなことでござりますけれども、その理由といふのは広島空港とそれから高知空港に対しましては、五十二年度から第一種区域設置基準というものをいま申し上げました七五WECPNL以上の地域とされているわけなんですが、そういうことから考えますと、この二つの空港だけではなくてすべての空港を、このように特定空港もすくべて七五WECPNL以上を民間防音工事助成の対象となる第一種区域にすべきであると思うんですけれども、この点に対するお考えはいかがでございましょうか。

○政府委員(高橋寿夫君) ただいま広島と高知の空港はYS-11というプロペラ機しか飛んでいないわけでござります。したがいまして、この環境基準によりましてもプロペラ機の場合には五年以内に環境基準達成、つまり七五というところまで持つていかなきやいけないということになるわけですがございますが、その他の空港につきまして――その他と申しますのはジェット機の飛んでおります空港は、ジェット機というものの物理的な性格からして、なかなか速やかに五年以内に七五といふ基準上十年以内に七五にしなさい、つまり五十八年までにしなさいということにしておりまして、しかしながら、中間的に五十三年の暮れまでに八

○田代富士男君 今までいろいろ空港周辺の立地規制を検討され、法制化なんか図つておいでになりましたけれども、そのときに主に出てきた問題点となるものはどういうものがあつたでしょうか、簡単に御説明願いたいと思います。

○政府委員(高橋寿夫君) 私どもも諸外国の立法例等を勉強いたしましていろいろ考えたわけでございますが、一番私たちが気がかりになりましたのは、戦後のわが国の立法の思想と申しますか、法的な思想では、自分はこの土地がどんなにうるさくてもうここに家を建てて住むんだという方に対しまして、住んじゃ困りますと、家をつくっては困りますということを法律をもつて禁止ができない。これは戦後といいますか、近代法の基本理念だと思いますけれども、自殺を禁止している法律がないように、みずから被害を甘んじるという場合に対し、國家権力でそれを禁止するということができるないという関係がありまして、非常に苦慮いたしました。しかしながら、この法律案をつくりますときには、一つよりどころができるましたのは、都市計画法の体系を用いてるならば、そういったことがその町づくりということの全体の総合的な見地からある一定の受忍義務を課することで、この法律案では都市計画の手法を使ったわけでもござります。似たような立法例はフランス、イギリス等にござります。

市計画法の問題ですけれども、法案の第四条に規定されているように、都市計画区域内の地域におきましては、都市計画に特別地区を定めることができます。もし特別地区を定めた場合には、法律第五条第二項の規定によりまして、原則的には建築物の建築を禁止されることになるわけなんですが、しかしこのことは憲法の上から考えまして、憲法が認める私権を不当に侵害することになるのではないかと思うわけなんです。いまも局長がお話しになりましたが、そのような建築を一律に禁止することになるわけなんですが、そこまでの強制力というものを持たせることは果たして合理的であるかどうかという問題ですけれども、もう一度この点について御答弁願いたいと思います。

○政府委員(高橋寿夫君) 私どもは、もちろん個人の所有権というものに対しては何よりも尊重しなければならないという点につきましては、異論はないわけでございますけれども、翻つてその土地を含むその町全体のこと、特に航空機騒音というふうなものからその町全体の方々をどうやって守っていくのかということを考えますと、特定の個人が自分はがまんをするということをもってそういう規制をしないことによりまして、その地域全体が航空機騒音にさらされるということになつたのでは、やはりその住民全体の健康にして文化的生活を維持するという公共目的から照らして問題があるんではなかろうかというふうに考えたわけでござります。したがいまして、都市計画の手法を用いまして、都市計画手法は御存じのように、都市の中をいろいろ地域、地区に分けまして、われわれはやはり自分の土地を持つておりますけれども、自由に家がつくれないというふうなことがございますが、その手法の考え方を援用いたしまして立案をしたわけでござります。ところがこれでは、私ども現在そこに住んでおられる方を追い出しても自由に家がつくれないと、ございませんで、一番心配いたしましたのは、新しい空港ができます。空港の周辺は確かに音はいりますけれども、交通等は非常に便利になりま

す。したがいまして、宅造業者などが目をつけまして、空港周辺に新しい住宅団地をつくる例がたくさんございます。現に大阪空港周辺、あれだけ訴訟問題にまでなっている空港周辺ですらなお建て、売り住宅ができるております。こういったことをやはり何らかの方法で禁止をしなければ、依然としてそこの地域に住む人は、いわば悪徳建築業者の口車に乗っかって永劫に騒音の被害を免れないということはいかがであろうかという観点から、都市計画の手法を使いまして必要やむを得ざる規制をしたわけござります。しかしながら、規制するだけではやはりいけませんので、その規制措置とバランスのとれるような各種の措置、すなわち損害賠償とかあるいは土地の買い上げ等の規定を盛り込みましてバランスをとることにしたつもりでござります。

○田代富士男君 この都市計画法を用いて対処をしたというお話をされるございましたけれども、都市計画法の改正がありました折にも述べられておりますけれども、それには地域住民の意思を大きく反映した都市計画の策定ができるようにならぬやならないということが明記されているわけなんですが、今回は私はそういう点はどうであらうかと思うわけなんです。事実、いま午前中も質問をしたところに、成田周辺の問題にはいろいろな重なった問題が起きておりますし、これだけのやばっし地域住民の声といふものは反映させなくちゃならないとなっておりますけれども、これはちょっとそとの点が明確ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(高橋寿夫君) 実は、この法律案につきまして、地元の地権者の方々等には若干誤解もあったようでございます。追い出し法案ではないかといふようなことについての誤解があつたようになりますが、私も特に周辺の成田市、芝山町の方々には御説明を申し上げまして、最終的には成田市、芝山町ともこの法案に対して御賛成いただいたという経緯がございます。特にまたそれらを含みますところの千葉県におかれまして

は、千葉県知事が昨年の秋、空港開港のための三条件というこの中に、道路関係二つと並んで、この法案の開港前成立ということを強く言わされたわけであります。私どもは地域社会を全体を代表しておられる知事さんもそういうことを条件だとすらおっしゃっているわけでござりますので、その点につきましては、むしろこの法律をつくる義務があるというふうに感じました。しかしながら、現実に個々の住民の方の中にまだこの法案の趣旨につきまして危惧の念を持っていらっしゃる方があることも事実でございましょうから、それらにつきましては十分御説明をいたしまして、御理解いただきたいと思っております。

○田代富士男君 いまお話をありましたけれども、今回のこの特定空港の法案といふものの立地規制というものは、言うなれば、国家的見地からこれを設置しようという公共施設のための立地規制ではないかと思いますけれども、都市計画の町づくりの場合に關しますと、これは地域住民の合意を反映した立地規制でなくてはならないわけなんです。そうした場合に、ちょっといま知事の協力があつたとかそういうことがありますけれども、ちょっとここらあたりが納得できない点もあるんですけれども、もう一度ここらあたり御説明いただきたいたいと思います。

○政府委員(高橋寿夫君) 私どもは、たとえば大規模空港でございますとか新幹線でございますとか、各種の国家的プロジェクトを進めているわけですが、私どもはそれらのプロジェクトを進めるに当たりましては、やはりそのプロジェクトの存在する地域社会の各種の問題との調和と、いうことは基本であると思います。したがいまして、幸い都市計画の体系を用いまするならば、都道府県知事がまずその主管者になりまして地域の各種の事情を十分聞いた上で地域、地区の設定をするということができますので、都市計画手法を使うことが逆に一番地域に密着した国家プロジェクトを進めることができるものじゃないかというふうに考えたわけでござります。

○田代富士男 次に、航空機騒音防止法によるところの騒音区域の設定基準となる騒音値と、一番目には今回の法案によるところの防音構造の義務づけがされる防止地区、また住宅等の建築禁止の基礎となる特別地区の設置基準となる騒音値、それから四十八年末の航空機騒音に係る環境庁から告示されました環境基準、この三つの関係というものは整合性がとれていないような感じがしてなりませんけれども、この点はいかがでございましょうか。

そこで、騒音防止法と今回の法案との関係でございますが、騒音防止法は、現に空港がありまして、現にそこで被害を受けておられる住民の方々に対しまして、この環境基準を達成するためどうしたらいいかということのために、民家防音工事とか移転補償というふうな制度を盛り込んだものでございます。

それから、今度の法案はむしろ将来的な問題としてとらまえまして、十年後はどういう状況になるかという点をつかまえまして、十年後の状況から手前へ戻つて考えてきて、いまから各種の措置をした方がいいという場合に、必要最小限度の規制をするということでございます。それで、それではどちらか片一方でいいのか、特にこの本法案さえあれば騒音防止法は要らないのかと、こうなりますと、やはりそういういきません。本法案だけでは必ずしも環境基準を満たすことができない部分も残つてしまりますので、私どもは、むしろ先ほど申し上げましたように、将来に向かって空港周辺が密集住宅化するということを防ぎながら、一方におきまして、騒音防止法の規定によりまして、細かい民家防音工事等の方策を講じまして、両々相まってその環境基準の達成を図るとい

○田代富士男君　十年先をめどに、ということで規制をするかわりに、それだけのめんどうも見ていりますと、こういうことでございますが、この規制と助成とがどのように関連して防音装置に生かしていくかとしていらっしゃるのか、ここあたりをもうちょっと詳しく説明していただけませんか。

○政府委員(高橋幸夫君)　この法案ではWECP-NLの強さによりまして二つの地区に分けることにいたしておりますが、まだその数値は現在決めておりませんが、おむね七五WECP-NL以上の地域、これは十年後ですね――を騒音防止地区というふうにいたしました。さらにもうござい八〇というものを超える地域を特別地区と、こういうふうに分けて規制することをまず枠組みを講じております。そして前者の防止地区につきまして、新しく家をお建てになる方は、防音構造にしなければならないという義務づけを講じております。それから後者の、よりうるさい特別地区に新しい家をつくるうということは原則として禁止をする、その禁止に伴いまして必要な補償あるいは土地の買い入れ等の要求に応ずると、こういう立て方にしているわけでございますが、これはあくまでこの法案の規制の方法でございます。で、別途たとえば成田に例をとりまして、この法案がそういう形で適用になりましても、すでに成田空港は騒音防止法の適用対象空港でもございまので、騒音防止法の体系の中に入りますところの民家防音工事、移転補償等の仕事は、騒音防止法の体系によりまして今後も同じように続けていくと、こういう形になるわけでございます。

○田代富士男君　そういたしますと、この法案の特定空港の指定というものは、当面、成田空港でありますけれども、将来、成田空港以外の空港についても特定空港の指定をされる方針であるかどうか、その点どうでしょうか。

○政府委員(高橋幸夫君)　当面、成田空港を考えておりますけれども、この法律は一般法でございまして、ほかの空港でも空港周辺にお宅地化可

○田代富士男君 そういたしますと、まあ将来これは検討されることであります、特定空港の指定につきましては、第二条に規定されておりますところにも明らかのように、その空港の十年後におきます航空機騒音の程度及びその騒音の及ぶ地域が正確に予測されなくてはならないわけなんですが、これが非常にむずかしいことではないかと思うわけなんです。たとえば、いろいろな問題がまつわりますけれども、十年後騒音の発生源である航空機の対策がどの程度進むのか。また、もし仮に相当に技術の進歩があるものと予測いたしまして、防止地区やあるいは特別地域を狭く抑えたところが騒音源対策が進まなかつた場合には、今度は反対に周辺地域を大きく立地規制することになります。まあもちろんこれは補償はありますけれども、私権の制限の範囲を広げたりあるいは財政上の問題も起きてくるんじゃないかと、まあこういうようなことが考えられるわけなんです。だから技術的にも騒音源をどこまで抑えることができるかという限界があるわけなんです。こういう意味から考えた場合、運輸省といたしまして、成田空港その他我が国的主要空港において運輸省自身が正確な予想をされていると思いますけれども、これが間違えばいま言うとおり大変なことがあります。それが将来的十年先のことを考えておきますと騒音被害の大きい宅地ができ上がりにやるわけにいきませんので、十分その地域の方々の御意見を聞きまして、適用すべきかどうかについてお現時点においてお持ちであるのかどうかなどということを御説明願いたいと思います。

○政府委員(高橋秀夫君) 御指摘のよう、大変慎重を要すべき問題でございまして、どちらに便りもそれなりの混乱が起るわけでございまして。現在世界の航空機技術は、スピード化よりもむしろ燃料消費の少ない、いわゆるエネルギー節約型、あるいは低騒音型、あるいは低排気ガス型、こうしたことに向かってエンジンの技術者は一生懸命知恵をしぼつているわけでございまして、御承知のように、最近のジャンボ機等についておりますエンジンは、大型ファンジェットというエンジンでございまして、昔のジェット機のように、あの高温、高圧のガスをもろに吹きつけるんではなくて、その外側を大きな空気の層で包みまして、高温、高圧ガスによる騒音が外に漏れないと、なるべく包み込んでいくというふうな構造のものもござりますし、またジェット機の内側に吸音材を張りつけまして、なるべく音を吸収するというふうなことでござりますとか、さらには運航技術の面でなく地上に騒音が及ばないように早く上昇をする、そういうようなことも考えましていろいろやつております。また航空機が大型化いたしまするならば、それだけ便数は減りますので、そういうたのからも騒音低減効果がござりますけれども、一方におきまして、航空機を利用する人たちの数もふえてまいりまするならば、航空機の離着陸する数はふえます。そこで機材の改良による音の低減の傾向と、それから将来のその空港を使うお客様の伸びと、この両方から考えまして、十年後の予測値を出すわけでござります。これらにつきましては、世界各国ともそれが開発された手法がございます。私どもこの法律案の施行に当たりましては、最も最新の手法を使いまして慎重に検討をいたしたいと思っております。

○田代富士男君 この法案の第三条に規定してあります「航空機騒音対策基本方針」の案の作成に当たっては、どういうことで、いま御説明されました。その基礎となる十年後の航空機騒音予想の算出根拠と同時に、五年ごとに行う見直し調査の内容を地域住民に公表しなくちゃならない、そして地域住民の十分な理解のもとにこれを進められるべきである、こういうふうに規定されたことだと思いますが、私はこれは非常に大事なことだと思います。

いまいろいろな法案がありますが、恐らく法案の中に奏とどう、こういうものを取り入れられたということは、これは画期的なことではないかと思うわけなんです。そういう意味から、この航空機騒音対策基本方針は知事が策定することになつておるわけなんですが、この場合に、いま申すところに、地域住民の意向というものを十分反映させていかなくてはならないわけなんです。それと一緒に意見書を提出することができるとなつております、知事の作成した案に対し、これは二週間以内に。このように住民の意見をくむような規定を盛られた法律といふものは、これはいろいろ検討されてつくられたと思いますが、これ以外にどのような法律があるのか、簡単に御説明を願いたいと思います。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律より大分前にはきておる法律でございますが、首都圏整備法というのがございまして、首都圏整備法の規定によりまして、首都圏を各種の地域に分けまして、それぞれの助成なり規制をいたしておりますが、こいつたものにつきましても、十分事前に住民の意向を徴するという仕組みになつているわけでござります。

○田代富士男君 それで、この首都圏整備法のこゝも、地域住民の意見を聞くということになつておございまして、まず何よりも、当初の設定のときに、慎重な科学的データによって設定をするということを心がけたいと思っております。

生かされていくのかという保証が与えられないであります。そうしますと、私はいまさき、この項目では意見書の提出をすることはできますけれども、その意見書が具体的な基本方針にどのように生かされていくのかという保証が与えられないであります。そうしますと、私はいまさき、これは航空機騒音対策基本方針の案の作成に当たっては、地域住民の意向が反映されるような内容になつていて言いましたけれども、保証はされてない。そうすると、この精神をくむということになりますと、運輸省は、運用面において、こういう面の配慮をしていくてこの趣旨にこたえるべきだと思いませんけれども、この点どうでしようか。

○政府委員(高橋寿夫君) 法律案の上では、「意見書を提出することができる」と書いているだけですが、さいますけれども、何によりましても、この法案の施行に伴いまして、地域社会の意向をくみ上げるということは一番基本でございますので、二つはここにござりますように、意見書の提出ということを決めてございます。

もう一つは、関係市町村の意見を聞くという規定が第五項にございまして、関係市町村長は当然その地域社会の住民のすみずみまで知つていらっしゃる方でございますから、市町村長の意見によまりまして十分地域社会の意見が反映されることを期待しております。

さらに、都道府県知事がこの方針を決めようとするときには、運輸大臣、建設大臣の同意を必要といたします。私どもは、この法律案立案の趣旨及びこの法律案の審議の過程におきまして各委員の方々から寄せられました御意見を忠実に果たすために、この運輸大臣の同意をいたしますときに、は、都道府県知事に対しまして、地域の意見を開けるというふうな態勢は、ないと思いますけれども、そういうふうなことに対しましては、同意を貰えないということで十分行政指導をしてまいり

たい。もちろん、この辺のことは、この法律が施行になりますれば、施行に關する通達の中でも十分地方の方々を御指導してまいりたい、こう考えております。

○田代富士男君 法案の第五条第二項の運用の基本的態度についてちょっと御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(高橋寿夫君) 第五条第二項は、航空機騒音の激しい被害が及ぶおそれのある特別地区においての制限の規定でございます。こういった場所につきましては、先ほど来御説明申し上げておりますように、そこが新しく宅地——宅地と申しますか、新しく住宅地になることが困るという観点から、学校、病院、住宅、これらの建築を禁止いたしております。しかしながら、ただし書きにございますように、都道府県知事が「公益上やむを得ない」と認める場合には許可をして認められる、あるいはこの土地以外に建築をすることが困難かまたは大変不適当であるという場合にも許可をすると、こうなつております。

そこで、このただし書きの例外規定でございますが、たとえば「公益上やむを得ない」ものと言いますものは、交番とか郵便局とかありますし、その後ろにまあ義務宿舎的なものがあるというような場合には、「公益上やむを得ない」ものとして許可をすることになるだらうと思います。それから既設の小学校の改築、これらも小学校をかえるということは、やはり学童等にとっても大変な負担が起きますので、これもやむを得ないこととして許可をすることになるであります。またそれ以外に、ほかの地域に行くことが困難かまたは大変不適当だというふうな場合には、この法律は、先ほどからお話ししておりますように、新しくそこの土地に外から住んできて住宅地をつくるということを防ぐということをございまして、その地域にずっと住んでいらっしゃる方を追い出しつもりはありませんし、またそういう既存の住民の方々が相変わらず住みたいという場合に増改築をしようじゃないかというようなこととか、あるいは

田代富士男君　へま、実施さんる場合つゝてはたとえ農家の次男、三男の方が庭にもう一軒うちを建てようと、嫁をとるために、とうふな場合、これらにつきましてはやはりただし書きによりまして許可をいたしていきまして、地域の実情との間の調和をただし書きの運用によりまして配慮をいたしたい、こういうふうに考えております。

のいろいろなことを申されましたけれども、その実施に当たりましては、法の趣旨を崩すことのないよう運用していただきたいことを希望として述べておきたいと思います。

音上有効な構造」といふものは、政令でどのよう
に定められるのか、また必要な経費はどの程度と
予定されているのか、簡単に御説明願います。
○政府委員(高橋素夫君) この政令の中身はこれ

からつくるわけですが、効果といたしまして、W E C P N L の値で約五、数値で五ぐらいいの数値が下がるようなものを考えていく必要があると思います。具体的には、アルミサッシの窓枠は、いうものを規定すれば、ほぼそれで五ぐらいは下がるという実験結果もござりますので、おおむねそういう内容になると思います。アルミサッシは一御承知のように、最近は木の枠の窓は、木が高いとか大工さんの工賃が高いとかということでおしきらわれまして、われわれ庶民の家でも、新築する場合には九九%近くアルミサッシになつてゐるということでございまして、アルミサッシもかなり安くなつております——具体的に一平米幾らかということは、数字を持っておりませんが、現在私どもが一般家庭で使つておりますアルミサッシと同等、または若干毛がはえた程度のもので十分間に合うというふうに考えております。

る損失の補償は要しないと考える——つまり不要論を答申されておりますが、一方、既存の住宅に助成することになつておりますが、この二つのこととを比較した場合に、これで地域住民が納得できるかどうかということですね。しまさつきから、地域住民の声を反映しなくちやならないと申しますけれども、こういうところはちよつと理解しにくい面があると思うんです。よほどのことがない限り、地域住民に理解することはできないと思いますけれども、これは運輸大臣、どうでしようかね、この相反する二つのあれがありますけれども。

○政府委員(高橋寿夫君) ちょっと私から先にお答え申し上げますが、航空審議会の答申は確かに読みいただいたように書いてあるわけでござります。で、私ども考えますのに、新しくそこに家を建てるという方につきましては、いわばそのことを、こういう規制のある区域だということを当然御承知になってお建てになるわけでありますし、それから中身につきましても、先ほどお話し申し上げましたように、ほうつておいても普通アルミサッシ構造にするわけでございますから、格別の新しい負担をといふわけにはほとんど考えられないというところから助成なしということで割り切つたわけでござりますけれども、御承知かと存じますが、衆議院運輸委員会の論議の過程において、新しくつくるやつはそれでがまんせざるとしても、前から住んでいる住民に対してもなんだろう、こういうお話もございました。なるほど、前から住んでいらっしゃる方は、こういつた防止地区だということを知らないで住んでいるうちに防止地区になったということもござりますので、衆議院の運輸委員会の附帯決議では、前から住んでいらっしゃる方がその後建てかえ、あるいは増築等をなさる場合には、アルミサッシ構造にするための超過負担につきましては何らかの助成をせよという御趣旨の附帯決議がござりました。私ども、それを受けまして、この法律案の施

○国務大臣（福永健司君） いま、私からも考え方をと/orお話をございますが、ただいま局長がお答えいたしましたような考え方を私自身も持っております。国会等いろいろお考えをいただいて、こうすべきであるというような御意見のことにつきましては、行政運用上よく意を用いて対処いたしたいと思います。

○田代富士男君 航空機騒音防止法によります面から防音助成が行われておりますが、いま既存の建物に対しではこれはやつていきますということですが、それも一部屋か二部屋なんですね、これが行われているわけなんですが、私は、この法律が成立して施行されたならば、これを機会に全部の部屋までこれをやるよう改善したらどうだろうかと思いますけれども、それと同時に有効な防音構造の技術開発というものもあわせてこれを行るべきだと思いますが、どうでしようか。

○政府委員（高橋寿夫君） 第一点の全室防音の関係につきましては、特にこの法律案が当初考えております成田空港の周辺は、御承知のように農農家は部屋といふのがあるのかないのか、家全体が部屋のよくな感じのものでござりますので、従来の考え方の部屋に対する防音工事ということではございまして、多くが農家でございまして、農家は部屋といふのがあるのかないのか、家全体が部屋のよくな感じのものでござりますので、成田周辺では、庭先に防音室といふのを、特別の部屋をつくって、養蚕の作業室みたいな感じなんであります。が、それもなかなかやはり、飛行機が飛んできたらそこへかけ込むのかというようなことを言われているようならちよと評判の悪いものでございまして、かねてから全戸防音をせよという声が非常に強いわけであります。

そこで、開港によりまして、千葉県知事にもお約束いたしましたんでございますが、五十三年度におきまして成田周辺につきましては全戸防音のままでテストをやる——試行と言つておりますが、テストをやりまして、その実施結果を踏まえまして

て引き続き全戸防音工事を踏み切るという姿勢にいたしております。

問題は、他の空港への波及でございまして、成田の周辺は幸いにして民家の数も数百軒でござりますから、金の負担も二、三百億か四、五百億で済むわけでございますが、大阪空港周辺のように何万世帯というところに対しまして全室防音をやりますと、これだけで五、六千億の負担になると、いうこともございまして、昨年の秋、ずいぶん頭を悩ましたけれども、私どもの考えいたしましては、やはり今後航空機文明というものと、それから空港周辺の住民の方の生活というものは、調和をしていくべきであるという観点から、これはやはり前向きに取り組むべきであるというふうに考えて、もちろん一年でやるとともに大変な負担になりますが、何年か計画で合理的なことをやっていこうと。合理的など申しますのは、これを全室とか全戸と申しますと、たとえば大阪周辺でも、大変豪邸に住んでいらっしゃる方もいますし、二間、三間の人もおります。そこで、その辺の公平問題もござりますので、私どもはやはり住んでいらっしゃる家族などの状況によりまして、いわば全居室防音——居間、茶の間、寝室といふところを中心としたしまして全居室防音ということで考えていただきたい。平均的に通常の空港周辺の状態では、われわれの住みかも同じでございますが、居室といいますれば三室前後、どんなに多くても四室ぐらいやれば、ほぼその住民の方々の生活を音から守るために足りるというふうに考えておりますので、いわばそういうふうな方向で、すでに五十三年度予算で一億円調査費を計上いたしまして、いま先生の御指摘の技術調査をいたしまして、最も効果のある防音工事はどんなものかと、いうことを調査をいたしまして、来年度以降逐次その方向で進めていきたい、こう考えておりま

ども、いかなる基準でこれは補償されるのか。

また、法案の第六条では、この法律による建築規則に違反して建てられた住宅については、知事は改善命令を出すことができる變成つております。また、第十二条によりまして罰則も科せられておりますけれども、ところが違法建築であることを知らずに、御本人は善意の立場といいますか、何も知らずに住宅を購入した。それで、現に居住している人に対し、このような不正当な負担をかけるようなことのないように、この点は十分配慮をしていただきたいと思いますし、根本的にこの法律に違反した住宅を善良な人々に販売する悪徳不動産業者に対する監視の目というものを厳重にしていかなくちゃならないと思いますけれども、この点いかがございましょうか。

○委員長(高橋寿夫君) この法律は、住宅を建築することを禁止いたしておりますので、当然いまのような場合には、悪徳業者に対してこの法律の罰則が及ぶわけござります。不幸にして、そういう手続の済まないうちに善良な第三者がお買いになってしまったという場合には、そういう方にこの法律の罰則を適用することは、これは正義ではございませんので、その点につきましては十分配慮をいたしておりたいと思います。

○田代富士男君 最後にいま申し上げました、そういう不動産業者の監視と同時に、まず建築確認のときには十二分にチェックすることが肝心ではなくいかと、同時に、空港周辺の土地はできるだけ公用地にしていくことが今後の方針ではないかと思うわけなんです。そういう意味におきまして、大臣の今後の決意をお聞きいたしまして私の質問を終わります。

○國務大臣(福永健司君) 段々御指摘のように、問題点はたくさんございます。これらの点につきまして、できるだけ納得のいくような措置が講ぜられていくように今後とも努力をいたしたいと存じます。

○委員長(内田善利君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

るセクトというのも三十三セクトである。こうい

う警備局長の答弁をきのう得たわけなんんであります。

ですが、まずこの数字は間違いないかとあなたに聞

くのも聞きにくいのだけれども、この数字は確認してようございますね、議論の出発点として。

○説明員(福井与明君) これは成田における極左のつかみ方というのは、なかなかむずかしいわ

けでございますけれども、まず三十三のいわゆる團結小屋と申しますか、拠点ということをござい

ますが、これは現在彼らが使っておるということ

で申し上げますと、そのとおりでございます。い

わゆる彼らの團結小屋であって、現地闘争のときだけに宿舎として使うといったものも若干ござい

ますけれども、現にいま使つておるということでお

申し上げますと、三十三の團結小屋、こういうこ

とで理解しております。

それから百六十人の常駐という点も、これは若

干増減がござりますけれども、常駐者というこ

とで申し上げますと、その程度の者がおると、こう

いうことでござります。

それからセクトでございますが、これは局長は

三十三の團結小屋というごとに合わせてそれを同

じくらいのという分類で申し上げたようでござい

ますけれども、これをもう少し整理いたします

と、十数のセクトに分かれようかと、こういうこ

とに理解をしております。

○説明員(福井与明君) そうすると、セクトは三十三という

のは正確じやなくて、十数個に分かれると、こう

いうことですか。その名称はどういうような名称

でしようか。

○内藤功君 今まで極左は極左と、地元の農民の人たちは農民と、こういうふうに見ております。

まず警察庁にお伺いをいたしましたが、昨日実は予算委員会の緊急質問で、私、ごく短時間の質問でありましたが、警備局長にお尋ねしたのです

○内藤功君 この百六十人の常駐者のいわゆる資本、活動資金というものについてはどういうふ

が、その御答弁だと、成田周辺に居住しているこ

れからブント系もそれぞれ持っております。草マ

リ派を除きます極左が共同で持つておるものもござ

りますけれども、大体この地域に大なり小なりそ

ういうものを持っておる、こういうことでござい

る物の形で報酬を得るということがあるようであ

○午後一時三十五分開会
○委員長(内田善利君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。
○内藤功君 三月二十六日の白昼に起きた成田空港の事件につきましては、これは私どもは非常に重大な暴力事犯だと思います。その根源は、やはり今まで多くの国民から警告、指摘されておりました。ただにかわらず、多くの警察官は動員しながら、効果的な的確な対処というものにおいて非常に欠けるところがあつた。また、今度の事態は非常に重大な失態である。そして私は、こういう重大な失態は、単に政府当局者が今後繰り返さないよう反省するというそれだけで済む問題ではなくて、やはり今までの政府の一貫した態度の中に

○説明員(福井与明君) これはまことに実態をつまむことはむずかしいわけでございますが、いわゆる援農と称して、あそこで事実上自分たちで農業の手伝いをやっておる者もございますし、ある

は、これらセクトのうちの主力になつたのはどれかと、どうふうに警察は判断しておりますか。

○説明員(福井与明君) これはまだ自供いたしませんので確認といふわけにはまいりませんけれども、かぶつておりますヘルメットその他諸般の日本支部と、こういうふうに現在では判断しております。

ざいます。それから極左の場合、最近では学生よりもむしろ反戦系労働者と申しますか、いすれかに働いて職を得ている者が全体としては多いわけでございますから、そういう者からカンペという形で資金を得て活動を続けておるという実態もあらう、こういうふうに見ております。

○内藤功君 公団総裁に伺いますが、いまお聞きになつておつて、成田の空港の周辺にこういうよなー繰り返しませんがー状況であるといふことは認識しておられるのですか。

○参考人(大塚茂君) 私どもも主として情報は警察の方面から得ております。そのほか現地で私どもの職員が得た情報というものもあわせておりましたが、ただいまお話をありましたような大体状況というふうに私どもも認識をいたしております。○内藤功君 運輸大臣にお伺いしますが、いまのような成田空港周辺の暴力集団の状況ですね、これはちゃんと把握しておられましたか。

○国務大臣(福永健司君) ちゃんと把握しているかというお話でございますが、率直に申しまして、十分正確に把握しているというところでは私は自信を持つて言い切れないです。その種の者が相当程度いるということについては認識をいたしております。

○内藤功君 航空局長に伺いますが、きのうも実は別のところで大臣にはお聞きしたのですが、世界の国際空港数多しといえど、このようにいわばハイジャックの予備軍とも言うべき人たちが、ぐるっと空港の至近距離に拠点を置いて困んでいる、こういう国際空港はちょっとほかに例がないだらうと思いますが、これに似たような状況にある空港を御存じですか。

○政府委員(高橋寿夫君) 私も新聞程度の知識しかありませんけれども、そういうものはほかには余りないと思います。

○内藤功君 警察と公団に伺いますが、この空港予定地の南部、空港の南部の騒音規制区域に位置する約二百七十ヘクタールの公団買収済み農地のうち約八十六・九ヘクタールと言われる公団及び

県の所有地があります。暴力集団に占拠されて数年間ここが畑、耕作地になつて、そこで野菜をつくつて売つてゐる。それが一つの食糧基地の体をなしている。こういうことが言われておりますが、この事実はお認めになりますか。

○参考人(角坂仁忠君) 不法占拠と不法耕作でござりますが、お答えいたします。

不法占拠は、いま現在で三百六十四平米四筆が不法占拠されております。それから不法耕作でござりますが、いま御指摘ございました三百七十ヘクタールは、騒音地区の買収でございますが、事業用地内及び騒音規制区域を合わせまして八十六・九、約八十七ヘクタールの土地が不法耕作されておるわけでございます。このうちはつきり学生とわかりますものは全部で約五町歩でございますが、そのほかいわゆる反対同盟と申しますか、学生以外の反対農民、これは先ほどお話をございました、学生が擾乱しておるだらうと思われるものが約二十五ヘクタールでございます。そのほかに一般農民と申しますか、よくわからないわけでございますが、旧地主さんでまだ移らないでつくつているというものを合わせまして約八十七ヘクタール、こういうふうに私ども調査いたしております。

○説明員(福井与明君) 八十六・九ヘクタールの耕作者の実態については、ただいま公団の方から御答弁があつたとおりというふうに理解しております。

○内藤功君 公団と警察に伺いますが、こういふことは、ほんとうに建築物でございます。○内藤功君 そうすると、これも公団と警察に伺いますが、その不法建築あるいは不法占拠、不法耕作という行為に対して告訴があつた。警察の方のお取り扱い状況はどうですか。

○説明員(福井与明君) これは岩山地区にあります、彼らが野戦病院と称している建物でございますが、現在も不動産侵奪の容疑で捜査を続けております。

○内藤功君 これ告訴してから大分日がたつておるようですが、ずいぶん長くかかっているようですが、何か事情がありますか。私の調べでは三年ぐらいかかるかつていると思う。

○説明員(福井与明君) 侵奪されております土地の区域がまだ十分特定されておりませんことと、関係者からの事情聴取がなかなか進んでおらないことでございます。

○内藤功君 警察もよろしいですね。

○説明員(福井与明君) そのとおりでござります。

○内藤功君 そうすると、公団に伺いますが、これに対する刑事告訴、これはやられたことがあります。

ますか。あるとすれば、いつごろやりましたか。○参考人(角坂仁忠君) 不法占拠につきましては二件ばかりございますが、不法占拠の排除ということで告訴いたしております。

不法耕作につきましては、いろいろ御指摘もあることでございますが、八十六・七ヘクタールといいますのは、いわゆる五月、六月の最盛期の面積でございまして、現在ですと、そういう意味の不法耕作と言われておりますようなものはほとんどございません。しかし、またそういう時期になりますとされるだらうというようなことは考え方でございません。しかしながら、まだそういう時期になりますとされるだらうといふことは考えられないでござりますが、不法耕作につきましては、そういう意味の排除を委託したことはございません。

○内藤功君 公団と警察に伺いますが、こういふことは、ほんとうに建築物でございます。○内藤功君 この点は、これで捜査はもうできなきから最後の捜査のとりでと、最後の相手の何というか、中心的な人物が来ないから、もうこれは進められないというような状況なのか、あるいはさらにあらゆる法的手段を尽くして捜査を前向きに進めて完結するという考え方なのか、その点を伺います。

○説明員(福井与明君) 前向きに捜査を進めてまいりたいと考えております。

○内藤功君 次に、ちょっと話が変わりますが、今まで成田周辺でいろんな暴力事件が起きましてから勤務された警察官の数ですね、これは大ざっぱな数でよろしくござりますけれども、どのくらい出たのか。私はけたを知りたいわけなんです。あなた方のいま手持ちの数字で答えるのがあつたら出していただきたい。

○説明員(福井与明君) ごくごく大ざっぱな数字でございますが、約九十万。

○内藤功君 延べの数だと、こういうふうに理解していいですね。

○説明員(福井与明君) そのとおりでございます。

○内藤功君 そうしますと、これもそれに照應する程度の大づかみなけたを私は知りたいわけです。細かい何円何銭までは要求しませんが、大きな数字としてこの九十万を現地に勤務するに要した経費ですね、これはどのくらいかかつておりま

理としては非常におくれておつて、常識的に、三年というのはちょっと理解ができないんですけどね。どういうような事情でしようか、さらに伺います。

○説明員(福井与明君) 要するに、関係者から事情聴取等はほぼ九割方は終わつておるわけでございますが、まだ若干事情を聞かなければならぬ相手でなかなか応じないと、いうことで進んでおらない点があるわけでございますが、鋭意捜査を進めたいと、こういうふうに思つております。

○内藤功君 この点は、これで捜査はもうできなきから最後の捜査のとりでと、最後の相手の何というか、中心的な人物が来ないから、もうこれは進められないというような状況なのか、あるいはさらにあらゆる法的手段を尽くして捜査を前向きに進めて完結するという考え方なのか、その点を伺います。

○説明員(福井与明君) 前向きに捜査を進めてまいりたいと考えております。

○内藤功君 次に、ちょっと話が変わりますが、今まで成田周辺でいろんな暴力事件が起きましてから勤務された警察官の数ですね、これは大ざっぱな数でよろしくござりますけれども、どのくらい出たのか。私はけたを知りたいわけなんです。あなた方のいま手持ちの数字で答えるのがあつたら出していただきたい。

○説明員(福井与明君) ごくごく大ざっぱな数字でございますが、約九十万。

○内藤功君 延べの数だと、こういうふうに理解していいですね。

○説明員(福井与明君) そのとおりでございます。

○内藤功君 そうしますと、これもそれに照應する程度の大づかみなけたを私は知りたいわけです。細かい何円何銭までは要求しませんが、大きな数字としてこの九十万を現地に勤務するに要した経費ですね、これはどのくらいかかつておりま

ざいますが、たとえば現在一万三千の警察官、そのうちの一万人は千葉県以外の他県からの応援でございますが、こういう者もまだ警備中でございまさし、これだけを、九十万を取り出して幾ら経費がかからつておるかとということについては、それが取り出した計算というものは、そういう計算をしておりませんし、手元に持つております。

○内藤功君 それではこう聞きましょう。制服の警察官一人を派遣するのに一日どのくらいの経費を要しますか。

○説明員(福井与明君) 数字を手元に持つております。

○内藤功君 これは国の大手な予算を使って、成田の施設もそうですし、それから警備をする警察官も、みんなわれわれ国民の税金から出ているわけなんですから、こういった点をわれわれ知りたいと思うんですね。そこで、資料調べていたらいで報告していただけますか。

○説明員(福井与明君) 実は、いわゆる予算の費用と申しますのが委員御指摘のような形で独立して仕分けがされておるわけございませんので、それだけを取り出して費用幾らといふようにはちょっと計算できないと、こういうことでございます。

○内藤功君 いろんな予算の費用があるのはわかりますけれども、大体常識的に警察官一人を派遣するのに幾らかかるか、一日幾らかかるか、そういう質問ですがね、ごくわかりやすい質問ですが、どうでしよう。

○説明員(福井与明君) できるかできないかにつきまして検討をしてみたいと思います。

○内藤功君 ひとつ、なるべく正確に出していただいたいということを要望しまして次の質問ですが、今までこの成田空港に関連をして過激派暴力集団グループに対する刑事事件がずいぶん立てされたと思うんですが、今までの逮捕された人の数、総数、送件された者の数、これは大体二千六百人と私聞いておるんですが、それで間違いないかどうか。もし間違いないとすれば、二千六百人について所属のセクト別に分類して、大体どの

セクトに属する者が多いという資料をあなた方は持っているかどうか。

○説明員(福井与明君) 丸い数字では四十一年以来二千四百人というふうに理解しております。所

属のセクト別の数字は持つております。

○内藤功君 セクト別に分類するという作業は警察ではやつておらないんですか。

○説明員(福井与明君) ある時点でごく特定の事件について、いわゆるどのセクトが中心ということはわかる場合がございますけれども、セクト別

類はやつていると思うんですが、どういう罪名が多いか。その二千四百人の中の罪名はどういう罪名が多いか、これはおわかりになるでしょう。

○説明員(福井与明君) これはもう事犯の性質上当然でございますが、凶器準備集合、傷害、公務執行妨害、火炎びんの使用等の处罚に関する法律の事犯が主たるものである。こういうふうに理解しております。

○内藤功君 千葉県当局が、非常に警備関係の費用についての負担が深刻で重大である、空港が国家的事業であるのに、しかもその警備は国の公安に関するものという法律の条文にも当たるのに、千葉県は最近約五億円の負担をしている、國が公

團で負担をせよと、こういう要求を出されたようですが、公団總裁、こういう要請は受けましたか。

○参考人(大塚茂君) 新聞ではちょっと拝見しましたが、私どもの方に正式な要請とか申し入れはございません。

○内藤功君 次に問題を進めます。

私は、警察の運用というのは、特にこういう日本の歴史の中でもまれに見る大規模な、また狂暴な集団に対しても、情報のキャッチというか、情報の収集が、まず事の解決を半分決めるんじやないかと思うんですね。それで、警察に伺いたいのと、機動隊を非常に向こうの正規戦と申しますか

応特定しますが、情報は、どのような方法でこの人たちの動きを事前にキャッチしているのか、そういうことをます概略的に伺いたいと思います。

○説明員(福井与明君) まず、彼らの機関紙と称するものがございます。今回の事件に関して申し上げますと、三月十三日付の「前進」でございますが、二つの十一月と申しますのは、四十四年の十一月の十七日から二十六日にかけての佐藤

松本楼の焼き打ち事件。この四十四年と四十六年の十一月の闘争を指して盛り上がります。彼らとしては大変に組織をかけて盛り上がつた闘争とすることを言つておるようでございま

す。彼らとしては大変に組織をかけて盛り上がり闘争とすることを言つておるようでございま

す。ですから、二つの十一月を乗り越える、といふことは、今回の闘争について彼らとしてはまさしく組織を挙げて取り組むということを一つ言つておるわけでございます。それからもう一つは、五十年の九月に陛下が御訪米になりましたが、そのころから出ているわけでありますけれども、四十四年、四十六年当時は街頭ゲバをやっておったわけですが、このころから街頭ゲバとゲリラの組み合せというふうなことをやつております。二つの十一月を乗り越える、といふのは、やはり、そういうふうなことがこの機関紙の文句からも読みとれるわけでございます。

○内藤功君 いまの「前進」というのは、さつきのお話の第四インターの機関紙ですか、違いますか。

○説明員(福井与明君) これは中核派の機関紙でございます。第四インターは二月二十七日に「世界革命」という彼らの機関紙で、やはり三月二十六日から四月二日にかけてはいわゆる彼らの力を挙げて取り組むという趣旨のことを言つておりますし、それからもう一つの三里塚での主要セクト

があります。革労協も二月十五日付の彼らの機関紙の「解放」で、中核なり第四インターとほぼ同趣旨のことを言つておる、こういうことでございま

す。

○内藤功君 そういうふうに各派の機関紙を入手しておられるようですが、これらの機関紙は大体

その機関紙の日付のところに入手したものですね。また、どういう方法で入手をするのか、差し支えなければお話し願いたい。

○説明員(福井与明君) これはいわゆる極左と申しますが新左翼と申しますか、そういうものの書籍とか機関紙等を売つておる本屋というものがご

いました。この警備とそれと空港の警備とその他と大きく分けますと四つに分かれますが、空港につきましては、空港の外周と空港の中を含めまして「一千の部隊で警備に当たっておりました。さらにこの管理棟の付近について申し上げますと、一個大隊二百二十人の部隊をいわゆる二交代制で警備に当たらせておったわけでございます。そのほかに空港管理棟そのものにつきましては、空港署の警察官四十五人で警備に当たっているという状況でござります。

○内藤功君 しかしこの四十五人は、マンホールから出てきた十数名の暴力集団に対しても、対抗して防護措置を講ずることができないままに終わってしまったわけですね。この四十五人といふのは一体どこにいたんですか。

○説明員(福井与明君) 零時五十分ころに、京成の新空港駅の傍らのマンホールから出たと思われる二十人のグループが出現するわけでございますが、これについては、出現したほぼそのころの時点に、周辺を警戒しておりました空港署員四人がこの警察官に火炎びんを投げて、さらに管これを制止しようとしておるわけでございますが、一瞬彼らもひるんで、二十人のうち五人はそこからすぐ逃走をしております。残りの十五人がこの警戒官に火炎びんを投げて、さらに管

理棟そのものの警戒に当たっておったガードマンに火炎びんを投げてきて中に侵入したと、これが実態でございます。

○内藤功君 次に伺いたいのは、いわゆる地下道を掘ったり、それからマンホールを利用したり、つまり地面の表面より下の方で移動をしたり行動するということは、これは成田闘争でも昔からよく使われた戦術だとと思うし、警察は当然この地下道あるいはマンホールといふものを常時警戒して、特に入口入り口というものを警戒して、ときには中を検索するということをやっておくべきだつたのに、現場から約八百メートルしか離れていないマンホールから突入を許してしまった、この点、私は非常な手抜かりだし、それからこれはちょっとわれわれにとって理解のできない重大なや

はり手抜かりだと思うんですね。前にも、午前中にも御質問がありましたが、當時こういうことをやつていなかつたのかと、あるいは特にこの二十六日前後にほかの大集会へ手が割かれちゃつて、こつちまで手が回らなかつたのか、そこの点の詳しい状況をお話しください。

○説明員(福井与明君) 空港には、マンホールの入り口が四百カ所以上あるようでございますけれども、空港外に出ておりますのは七カ所でございます。そのうちの六カ所につきましては、これは公団側ともよく相談をして、容易には破壊できません。非常に丈夫な、二センチくらいの直径を持つておる鉄の棒の格子状のものでいわゆる防護をしておるわけでございますが、今回入られました一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、実際に実査をしなかつた

た一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、この一ヵ所だけは観音開きの

としておるわけでございますが、今回入られました一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、この一ヵ所だけは観音開きの

としておるわけでございますが、今回入られました一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、この一ヵ所だけは観音開きの

としておるわけでございますが、今回入られました一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、この一ヵ所だけは観音開きの

としておるわけでございますが、今回入られました一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、この一ヵ所だけは観音開きの

としておるわけでございますが、今回入られました一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、この一ヵ所だけは観音開きの

としておるわけでございますが、今回入られました一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、この一ヵ所だけは観音開きの

としておるわけでございますが、今回入られました一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、この一ヵ所だけは観音開きの

としておるわけでございますが、今回入られました一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、この一ヵ所だけは観音開きの

としておるわけでございますが、今回入られました一ヵ所につきましては、午前中御質問申し上げましたように、この点は私の方も遺憾であると思つておりますけれども、この一ヵ所だけは観音開きの

ことでございます。

○内藤功君 警察はそうすると、マンホールといふものを確認するには書いた函面で確認するんでありますか。現物で確認をしないですか。

○説明員(福井与明君) マンホールの口については実際に実査をして確認をしておるわけでござりますけれども、これの通路については、これは

いますけれども、これの通路については、これはマンホールを実際におりて行って、通つて行きます。その後の六カ所につきましては、これは

いますけれども、これの通路については、これは

○内藤功君 ここらあたり重大な問題ですが、今度は窓から表に出て、そして管制室、管制盤の置いてある管制室に入る、その途中の何といいますか、上り方は通常の人間で可能ですか。特殊な素養などおおかしいが、特殊な技能、訓練あるいは身のこなしを持った人間でなければ、あれは六十メートルぐらいです、そして風も強いですわね。それから足場だって下見て普通の人だつたらすぐんじやいますよ。ああいうところを上がって行けるというのは、あなた、警察のプロでいらっしゃるが、どういう人間にでもできるということではないと、私は素人ながら思いますですよ。捜査の専門家としていかがです。

○説明員(福井与明君) これはどの警察官にできて、どの警察官にできないことはなかなかむずかしいことでございますけれども、実際に検挙活動に当たりましたのは、要するに、ああいう高所でも活動をやっております警視庁の機動隊の中のそういう部隊要員であるわけでございます。

○内藤功君 私は聞き方が悪かったかもしれませんけれども、警視官のこと聞いてるんじゃない。警察官のことを聞いてるんじやなくて、警察官の前に上がつて行った人たちのことを聞いてる。彼ら――暴力集団ですね。これはどうですか。

○説明員(福井与明君) それは私も現場を事後に見てまいりましたけれども、物理的には無理をすれば手の届くところにござりますので、非常に身の軽い者であれば上れる場所であろうというふうに考えます。

○内藤功君 失礼ですが、課長、あなただつたら上がれますか。

○説明員(福井与明君) 警視庁の実際に検挙に当たりました部隊を指揮した隊長が、実際に無事で隊員が十六階にとついて安全に検挙活動を終わつてくれればいいがということを心配した状況でござりますから、確かに委員御指摘のように、ごく普通の人であればなかなかむずかしいと申しますが、かなりはらはらする状況ではあると、こういうふうに思つております。

○内藤功君 こういつた彼らがどういう意図で、どういうつながりがある、どういうふだんかと、一種の訓練などをやっているのかということを、もしく捜査をして、こういうものの再発を防ぐという努力を要求して、と思うんです。

次に聞きたいのは、非常に遺憾な言葉だと思うが、こういう運動をやっている指導者の一人は、ある新聞の記者会見のときでこう言っておるんです。近代的、科学的な兵器が開発されつつあり、

（説明員） そんは、まあこれどさうれつたり、飛行妨害用に使われるだらうといふやうに理解をしておるのか。いまでも大変なのに、近代的、科学的な兵器を開發して飛行妨害に使うということについてはどういう認識でおるのか。また、何を意味していると判断をしますか。

情報で判断をしようとつらいやいましてもなかなかむずかしい点でございますけれども、飛行妨害といふことで申しますと、たとえばラジコン式の飛行機を飛ばすとかあるいは妨害電波を流すといったふうなことが当然考えられると思ひます。

一番不思議に思ったことの一つは、ラッセル車の
ようなこういう大きな出っ張ったものをトラックの
前部にくっつけて、そのトラックの荷台の方に
彼らが乗りまして、そして火炎びんを投げながら
車が疾走すると。その車は、警察のジープです
な、ジープの後をずっと追うようにして空港の
近くまで突入していくと、この場面ですよ。で、
テレビの説明だと、ジープの中からは空に向けて
ピストルの威嚇射撃を何発か行つたと、こういう
ことですですが、こういう暴力集団に対する警察官の
対応としてはこれでいいのかと、つまり結果的に
は、ジープが先導車の形をなして彼ら集団のトラン
クをば空港にこう誘導していく形に、われわれ
一般国民、聴視者から見ればそういうふうに見

えるわけですよ。私はそうは思わないけれども、私の周辺の人間の中では、同じピストルを撃つなれば、あのタイヤを撃つて、とめて、そこで検挙にかかると、あるいはタイヤを撃つてとめて、自分がどこかへ連絡に行つてこちらの機動部隊を誘導するというやうなことが当然じゃないかといふことを言う人もいるわけですね。国民党はいろいろ逮捕された形になつていて、警察の車に誘導されについては疑問を持つていて、

○説明員(福井と明君) 一時十五分に第九ゲートから彼らのトラックが二台入ってきたときの状況でござりますけれども、警察のパトカーがあの辺の警戒を終わって帰ろうとした際に、猛烈なスピードで迫ってきまして、炎火びんを車に向かって投げきをするという状況が出たわけでございまして。それで、警察のパトカーは九ゲートを開けるよること三回(各運転手三回)でドブに、から

そこから入ったわけでございますけれども、警察官としては一たんあけて、さらにそれを閉める努力をしたわけでございます。そのために、もう閉める直前に犯人らの車に、いわゆるドアに衝突をされ、警察官四人がそのためにはね飛ばされて負傷をしておる状況がござります。決して先導して

入れたわけではございません。それからさらには空港の敷地内に人つてき、もうこのパートカーを追つてきたわけでございますが、そうしてパートカーの後部に火炎びんが実際に当たるという状況があつたわけでございます。そこで、いわゆる車そのものが焼かれると、中に乗つておる警察官の生命身体に危険が及ぶと、こういう状況だったのでござりますから、マイクで警告をした上で、彼らの車の上方へ向けて威嚇射撃をしたと、こういう状況でございます。いわゆる拳銃を発射するということは、警職法の七条で要件が定められておるわけでございますが、やはりそういう武器を持つておるだけに、警察官自身が一人一人が非常に慎重な行動をとることは事実で

○内藤功君 なあ、これは私、新聞の報道で見た
んですが、その車ですね、いまの問題のトラック
をして、それでも追ってきた車で、しかもその車
からいわゆる管理棟なり空港署の方に向かって多
量の火炎びんが投げられるわけでござりますが、
その状態になつてタイヤへ向けて一発発射をして
おると、こういう状況でございます。

き回つていだと、検問もなしに動き回つて、いたと
いうことが記載されておりますが、この車を発見
したのは何時ごろのかと、それに対し直ちに
規制をするのでなくて、おくれたという点はない
のかと、この点を伺いたいと思うんです。

○説明員(福井と明君)　いわゆる彼らの車が入つ
た時点が午後一時十五分でございますが、それの
数分前というふうに承知をしております。

○説明員(福井与明君) 数分前に、いわゆる彼らのトラックがパトカーを猛烈なスピードで追ってきて、火炎びんを投げるという状況で入場したと、こういうことでござります。

○内藤功君 事実関係についていろいろお伺いしましたわけでありますけれども、私はやはり全体として

て異常な暴力行動が行わると、しかも暴力行動の指向する方向は、機動隊を要塞の方に引きつけおいて、そうして空港に突入するということgate情報で少なくとも入っていたわけですから、彼らは裏をかくことがあるかもしれないというけれども、そのとおり來ることもあり得るわけなんだから、一番防護しなきやならないところはどこかと、まあ三十三日開港ということを言つておられたわけですから、三十日開港に最も大事な、ここは守らなければいけないというところは、やはりコントロールタワーだと思いますね。これはレーダーシステムもあり、灯火施設もあり、入間川との連絡施設もあり、百里基地との通信施設もあるということになるとまず確保すると。大部隊を持ってくることは

ないんです。それからマンホールの事前の調査などなど、一つ一つ挙げてくると、余りにも過失というにしては重大な過失が私はあるよう思いました。これはやはり厳しい対処が足りなかつたということを断定せざるを得ないとと思うんですね。しかも結果が余りにも重大な結果でありますから、これはどうしても警察当局の重大な責任は私は免がれないと思うのですよ。

もあるわけでございますが、いま聞いていたこと等を中心として、それをもって直ちにいま警察の今次の事件に対する措置等について簡単に評価すべきものではないと思います。確かに私は警察に対する敬意も表し、しているのでございまが、しかし現実にこういうことが起つたといふことにつきましては、警察のみならず私自身みずからについても大いに考えなければならぬというふうなことがあります。いずれにしても、今後こういうことがあつては絶対にならないし、また、将来を考えますと、同じようなことばかりでなくして、さらにもう新しい事態が起らぬとも限らないのでござります。重々気をつけていかなきやならないい。

内閣の一員としてどうかというお話に対しましては、内閣全体もこういうことを含め、すべての事態に対して大いに今後気をつけなければならぬし、今までのことに対する深い反省も必要である、こういうふうに考えております。

うふうなものに似ておるのでありますて、私は
はいけない、これではやつぱりだめだ、王様を
取られたんですから。これはもうそういう言いわ
けは私は残念ながら認めるわけにいかない気がす
るんですね。

番肝心なところが抜けているとき、人は過失と間違われる人もいますが、わざとやつたんじゃないのか」と、やらせたんじやないのか、何か意図があるのです。その意図はよくわかりませんが、こう見る人で、も世の中にはいるわけです。どういうふうにお考

的、一定の党派的目的を暴力、しかも高度の暴力で実現しようという、そういう一部暴力団に対する方法をフルに行使して、有効に行使して当たるべきだと、これに尽きたと思うんです。と同時に、心

○説明員(福井与明君) 警察の責任ということですが、とにかく管理棟に十五人の者に侵入をされて、重要な施設を破壊された、この点については率直に申しまして反省をしております。

それで、私は大臣にお伺いしたいのですが、これは結局いままでのこういう過激派暴力集団、私どもはこれは極左の「左」という字をつけるだけでも必要ないと実は思うのです。これは左翼とは

えになるか、大臣にお伺いしたい。
○国務大臣（福永健司君）　過激派暴力集団の今次の動きについて、いま御批判がございました。ことに共産党さんからそういうお話を伺って、私は

がけるべきことは、空港反対を唱えているのは、こういう暴力集団、これは一部なんですね。暴力集団だけじゃない、いまのままの空港の見切り発車に反対している人はかなり多いわけです。これは地

管理棟そのものの配置が午前中申し上げましたように、管理棟の区域を管理棟を含めて警戒をする部隊はあったわけでございますけれども、管理棟だけを専門に守つておるのは空港署の署員だと、この点についてはさらに機動隊等の配置を厚くすべきだったらうと、こういうふうに反省しておりますし、マンホールの実査が不十分であったという点についても反省をしております。ただ、一時十五分の九ゲートからの侵入と一時四十五分の八の二ゲートからの侵入者につきましては、敷地内に入られましたけれども、警備の警察官が身を挺していくれども検挙をするかあるいは排除をしております。この点については、警備のいわゆる全体の警備部隊の配置と申しますか、横堀、集会デモと空港警備についてそれを配置したわけでございますが、それぞれの事案を予想してやった警備方針そのものについては、いわゆる原則的には間違った点はなかつたと、こういふうに感じております。あくまでも、しかし管理棟に十五人に侵入をされた、この点については重々反省をしております。

○内藤功君 いまの警察の話ですが、たとえが悪いかもしませんが、将棋にたとえると王様を取られたようなものなんですね、管制塔に入られて壊されたということは、王様は取られました、これが王様を取られたことは重々残念だった、こうい

派の暴力集団、これに対する非常に甘い気持ちが、これはあなたの内閣だけじゃなくて、その前に特に昭和四十年代に入つてからの自由民主党歴代内閣に一貫して貰かれているんじゃないかなうんですよ、甘いところが。それはどうして甘いのか。私はやっぱり一つは、これを何か利用の価値がないかということをもし考えておって、そして徹底的にこれを規制するということをしなかつたとすれば、これは重大だと思う。そういうことを、私はないと、あなたは否定するだろうけれども、私どもはこういう捜査の経過を——この事件だけではないですよ、ほかのいろいろな過激派暴力團の事件のときに国会なりあるいはほかの場で質問しみて、いつも感じておる。反省すると、福永大臣は言われたが、反省するとすれば、この姿勢をいま根本的に変えないと、日本の議会制民主主義というものは大変な危機に陥るだらうと思いますね。私は、いま大臣の中のある人が、法秩序壊壊、民主主義の破壊だと言うことを聞くと、いまになって何だと、前に言つてることをなぜ早く言わね。私は思つたかどいうことを私は実は思つているのか。いま私が言つたようなことについて率直にどうお考へになるか。甘く見ていたところはないのか。それから警察のやり方、さつきはたとえを言つて失礼だったかもしれないが、一

いろいろ特に考えさせられておる次第でございまして、共産党さんというと、決して失礼な意味で申上げるわけではなくて、与党でない政党からもそうした言葉で表現されるということについて、私はますますもつて強く感じさせられるものがあり、また、反省させられるところもあるわけですが、まあ使いになつたお言葉を拝借して言うならば、わざと利用して、何かほかに思惑があつてあいつのさばらせ方をしているのじやないかといふことでござりますが、そういうことはもちろんございません。ございませんが、それだけに現実にあつて、あいつことが起こつたというのを考えれば、従来のこれに対する対応が言うなれば甘かつたと、こういう反省は当然あるべきだと。しかりとするならば、今後はどうあるべきかと、いうことは、これはあえて申し上げるまでもございません。まあ一つの非常に大きな警鐘的な事態を今度経験しなつた処置、これが当然必要であると考える次第でございます。警察を担当する閣僚たるとしからざるを問わず、こういうことが起こるようなときに政治の責任者である者がいかに心がけていかなければならぬかというこのことについて、強く強く私どもはいま感じもし、反省もいたしておる。したがつて、それなりの決意を持って臨まなければならぬことです。ということを強く感じておる次第でございます。

元の人もいます。これは騒音の問題、あるいは航空職員の中でもいまのままじゃいかぬと言つてゐる。こういう暴力集団でない一般の国民、勤労者、農民の人たちは、今までの反省の上に立つて話し合ひ、納得すべくと、こういう航空行政をやつしていく、この二つを徹することが大事だ。暴力集団に対する現行法の規制、そして一般の、それについて自分の利害から、あるいは自分の利益がから、生活から反対をする人に対しては、やっぱり納得すべく話をしていくという、この二つを、むずかしいかもしれないが、政治というものは使い分けないと、この空港問題は日本の政治、日本の経済にえらい汚点を残すことになるだろうと私は思つてあります。いわんや一部に伝えられる、現行の立法は足りないと称して特別の新立法をつくるとか、新取り締まり立法をつくるとか、あるいは破防法を適用するとかいうことは、私はこれにはいかぬと思ひます、この事件では。この点についての大臣のお考えを伺いたい。

○國務大臣(福永健司君)　まあ、今度ああいうことをしてかしました暴力集団に対してどう対処すべきかということについては、いろんな点から考慮されなければなりませんが、いずれにしてもより徹底した、より適当な対策が講じられていかなければならぬことは当然でございます。まあ地元の人々とか農民の方々に対してもお話を等もございました。私は私なりに、こういう人々のできるだけの納得等を得つつ事を進めたいというのが、もとより私の本旨でございます。と同時に、私は

おります。あくまでも、しかし管轄機関は十五人を
侵入をされた、この点については重々反省をして
おります。

壊、民主主義の破壊だと言うことを聞くと、いまになって何だと、前に言つてることをなぜ早くやつておなかなかつたかということを私は実は思つ

た処置、これが当然必要であると考える次第でござります。警察を担当する閣僚たるとしからざるを問わば、こういうことが起こるようなときには政

○国務大臣（福永健司君）まあ、今度ああいうことをしでかしました暴力集団に対してもう対処すべきかということについては、いろんな点から考

治の責任者である者がいかに心がけていかなければならぬかということについて、強く強く私どもはいま感じもし、反省もいたしておる。したがつて、それなりの決意を持って臨まなければならぬということを強く感じておる次第でございます。

○内藤功君 こういうときにはどうあらねばならぬか。私は、まずそれは、こういう自分の政治的目的

えなければなりませんが、いずれにしてもより徹底した、より適当な対策が講じられていかなければならぬことは当然でございます。まあ地元の人々とか農民の方々に対し、いまお話を等もございました。私は私なりに、こういう人々のできるだけの納得等を得つつ事を進めたいというのが、もとより私の本旨でございます。と同時に、私は

今度こういうようなことがございましたので、こんなことをしでかすような連中がこういうことをすれば、國で大事なことが行われないというような日本においては断じてならぬと私は思います。私は——声を大きくして大変恐縮ですが、内藤さんに別に声を大きくしてゐるのぢやございません。(笑聲) こういうことではいかぬといふで、私はそれなりの気持ちが、つい、声をして大きくせしめたということです。いまいろいろお話を伺いつつ、私はこの気持ちをいよいよ強くするわけでございます。

まあその新立法とか、あるいは破防法の適用とかというようなことにつきましては、それではいかぬという意味における御発言がございました。私はその方の係ではございませんので、まあそのことにつきましては特に私がそういうことを言ってるわけじゃございませんけれども、その点について新聞紙等に若干活字化されているものもござりますが、この事態に対してもうあるべきかといふことにつきましては、ようく考えて対処しなければならぬと、その気持ちを率直に申し上げたいと存じます。

○説明員(福井与明君) 当面、現行法の諸規定を

十分活用して事態に対処すべきであるという委員

の御指摘でございますが、その点については警察

としてもそのように考えております。ただ、それ

に加えて、極左暴力集団のより一層有効な取り締

まりのための立法措置の必要性の有無について、

関係当局と緊密に連絡をとりながら検討をしてま

りたい、こういうふうに考えております。

それから、一つ御理解いただきたいわけでござ

いますが、四十三年から今日まで、極左暴力集

団の取り締まりで十人の警察官が殉職をしており

ますが、その中の四人——神奈川県の警察官三人

と千葉県の警察官一人は、三里塚関係での殉職で

ござります。そのほかに、この四十三年以来極左

暴力集団取り締まりで一万九千人の警察官が負傷

してゐるわけでござりますけれども、この一事をと

りましても、警察が極左暴力集団に何かやらして

おるというようなことは決してございません。違

法行為は看過しない、いかなる主義主張に基づく

ものであれ違法行為は看過しないという警察の基

本方針は堅持しておる点は、ただいまの殉職者や

負傷者の実態からも御理解いただけると思います。

今回の警備の実態を詳しく検討しまして、足らざ

る点は率直に反省をしつつ、今後の警備の万全を

期してまいりたい、かよう考へております。

○内藤功君 時間がなくなりましたので、最後に

一問だけお許し願いたいと思ひます。防衛庁と防

衛施設庁に一緒に伺ひたいといたします。

それは、今度の飛行コースの変更が生じたと思

うんですね。この飛行コースの変更は、百里基地

に着陸する航空自衛隊の戦闘機その他の航空機で

あります。時間がないので、どう変わったかとい

うのは私、ここで省略しますが、この地元関係の

自治体、それから地元の住民などに対して、飛行

コースが変更したと。つまり、今まで入ってく

る経路よりもずっと北寄りになつて、それから降

下する角度がずっと急になつたということだと思います。

で、その際、特に新コース下の騒音問題

についてはどのように地元に説明をしております

か、今後の騒音対策についてはどう取り組むお考

えか、これらの点について防衛庁と施設庁にお答

えを願いたいと思ひます。

○説明員(見玉良雄君) お答えいたします。

新たな進入経路の変更につきましては、昨年の

十二月に茨城県当局に御説明をしております。ま

た、ことしに入りましてからも、周辺十六ヶ市町村の当事者に對しまして、空域の変更あるいは飛行コースの変更等について御説明をしておりま

す。

○説明員(近藤幸治君) 百里基地の飛行コースの

変更に伴います騒音対策につきましては、ただい

ま御説明いたしました地元への飛行コースの変更

の説明の際に、騒音対策についても説明をいたし

ております。従来のコースで騒音対策を実施してお

りました地域についての変更が基本になります

ので、そういう地域から前々から種々の対策の要

望をいたしております。そういうことを十分勘

察しながら、また飛行コースの変更に伴います騒

音の実態を調査しまして騒音対策を実施してまい

たい、かよう考へております。

○内藤功君 成田空港のこの事件がありましたの

で、その質問に時間を使いましたので、なお法案

について若干聞きたい点が残りますが、きょうの

お約束の時間が来ましたので、本日の質問はこれ

で終わります。

○柳澤鍊造君 私は、きょうの主題の特定空港周

辺航空機騒音対策特別措置法案からお聞きしてま

りますが、運輸省にお聞きをするんですが、こ

の法案を提出したのはいつですか。

○政府委員(高橋寿夫君) 昨年の秋の臨時国会冒

頭でござります。

○柳澤鍊造君 なぜそれまでほうつておいたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) 私どもは、数年前に航

空機騒音防止法の御審議の際に、当運輸委員会で

御決議いたしました中に、この種の予防措置を

講ぜよという御指摘がございまして、自來いろいろ

外国の立法例あるいは国内的にも法制局その他

と検討を重ねてまいりましたが、午前中にも田代先生の御質問にお答えして御

説明申し上げたわけでございますが、日本の立法

思想としてなかなか、みずから騒音の激しいところ

に承知で住むのだからといふ人に対する法で強

いや建築をしてはいけませんということを法で強

制することのむずかしさというものがございまし

て、法制局でも最高顧問会議まで開いて検討して

もらつたんですが、どうしても結論が出ないとい

う経緯がございました。一方、成田開港のために

はどうしてもこの法案がないと千葉県知事として

は責任持つて運営できないということもございま

して、ぎりぎり迫られまして、昨年の一月から

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その事情は私もわかっているんで

すけれども、私が言いたいのは、少なくとも一つ

の国家的な行事だと思うんですね。滑走路ができ

たのはもうたしか五年ぐらい前になるわけです。

滑走路ができるば、それに伴つて今度線を引いた

ようなものというの自然にできるわけなん

です。いろいろ法規局でやつてもどうしてもでき

なかつたからといって、こここの土壇場まで来て、

そして千葉県知事から開港まで間に合わなくて

れと言わねながら、この運輸委員会がけつたたか

れながら審議するような、この辺は私は運輸省の

方がいささか怠慢だと思うんですよ。ですから、

そのことについてそれ以上は申しませんけれど

も、いささか本末転倒だと思います。

で、内容に入って若干お聞きするんですけど

も、この指定された地域内に人家というのがどの

ぐらいあるんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) これはまだ施行になつ

ておりますので、指定の詳細もはつきりわかり

ませんけれども、私ども現在すでに騒音防止法に

おりまして成田空港周辺には第一種地域、第二種

地域という騒音防止のための地域が指定されてお

りますが、そのおおむね第一種地域、WECPN

で八五以上という地域がございますが、その広

さと、今回のこの法案で建築禁止しようとしてお

ります特別地域というのが大体見合つようと考え

ます。そういうふうに仮定いたしますと、その広

さは約二千六百ヘクタール。そういたしますと中

にあります住宅は約八百戸でございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

○柳澤鍊造君 その八百戸の人たちと相当お詫合

いをしたはずなんですが、十分な話し合いはなさ

れましたんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) この法律案は、当初地

元の地権者の方々の中では、先住民族の追い出し法

案ではないかといふいろいろ誤解もございま

して、つまりまして、昨年一月から鋭意立法化努力をい

たしましたけれども、通常国会に上程できず、夏

季に法案を仕上げまして臨時国会に出したとい

うこととございます。

</div

というわけじやなく、いままでいらっしゃる方については既存の騒音防止法によつていろんな手当をしておりますと、この法律案の目的は、住宅業者等が空港周辺の土地をねらつて新しく団地をつくる、そしてよその土地からどんどん人が入ってきて、そしてそのところが騒音の激しい劣悪な住宅地域になるということを何としても防ぎたいということでやつておりますので、いろいろお話を申し上げまして、最終的には成田市及び芝山町の両市、町の御了解は得たわけでございますが、なおしかしながら、個々の地権者の方に対しましては、この法案が成立いたしますれば施行の間にはまた十分御説明をしてまいりたいと、こう思つております。

○柳澤鍊造君 公團総裁の方にお聞きするんですが、公團としてもいろいろお話し合いをなさつたと思うんです。私どもが現地の方から聞いているのでは、余り公團の人たちは誠意がない、特に三月三十日から開港というふうに決まってからいろいろお話をするときには、かなり高飛車に出てきて、なかなか住民の言つことなんか聞いてもらえないというふうなことを耳にしているんですが、その点どうですか。

○参考人(大塚茂君) 現在の騒音区域内の方々に對しましては、開港までにぜひひとつ防音工事をやるし、また移転をしていただきたい方には移転をしていただきたいということで、何遍も文書で

もお願いをするし、また戸別訪問も何遍かうちの担当者がいたしましてお勧めもし、お話し合いをいたしてあります。しかしいろいろ御事情がございまして、騒音を聞いてみながら考えるんだとか、集落が一致して防音工事をやるというふうになればやるけれども、自分のところだけではやらないとか、あるいは現在の防音工事のやり方は一室とか二室だけを防音工事するというよう

なり方には反対だ、家全体を防音工事にするといふ方式、あるいはその経費の負担につきましても、従来の家屋を防音に改造するのは全額公團負担でございますが、新しく別むねに防音室をつく

るといふ場合には自己負担がどうしてもありますので、そういう負担をするやり方ではやらないというようなこととか、いろいろの御理由がございまして、やらない方がまだ二百九十戸ぐらい残る状況でございます。しかし、そういう方々が、先生のおおしゃいますように、もう開港してしまつたら公團は高飛車に出て、もう話もしないんじやないかという懸念を持つといけないということ

で、実は、きょうかあすあたりに私の丁寧な手紙をもちまして、どうしても羽田空港等の事情から開港を急がなければならぬために、皆さんが防音工事を済まさない前に開港ということになつたけれどもひとつ御了承をいただきたい、決して開港したからといって、あとは何にも顧みないという

ようなことはしないので、今後もわれわれとしてはぜひ防音工事をやつていただきたいと思いますが、もしそういう御意向になつたら直ちに工事を実施をいたしますから、というようになりますから、というようなことを丁寧

な手紙にしたためまして、実は職員があつたあたり全部つて回るという予定になつておつたわけ

でございますが、けさ開港延期ということになりましたので、次の開港日が決まつた段階でそうした措置をとりたいということで見合せたとい

うような事情にもなつております。

○柳澤鍊造君 総裁、私がさつき言つたのは、三月三十日に開港しちゃつたら聞いてくれないんで

はなくて、三月三十日が開港だということの決まりた後が、どうも公團の人たちはお話をしても高飛車でもつて、もう上から抑えつけることしかしなかつたという言い方なんですよ。

それから、おおしゃられますように、騒音区域の方々を対象にした騒音対策委員会というものを、空港公團としては、昭和四十六年以来設置を

いたしております。その委員は地元の住民の方、それから関係の県及び市町村、それから運輸省、航空会社及び公團というメンバーから構成されております。現在、委員数は五十七名でございま

す。現在までに七回ですが、その騒音対策委員会を開催をいたしまして、構成員の間の意思の疎通

を図りまして、また地元の意見を開き、実情を十分認識して、適切な騒音対策を実施できるよう

にうように配慮をしてまいつたわけでございま

す。十分、そうして地元の意見も聞きながら騒音対策を進めるということには、この委員会が相当

私は寄与してまいつたというふうに考えております。さらに、その騒音対策委員会の中に市町村單

位に地区部会というのを設けられております。これは五つございますが、この地区部会におきましても頻繁に会合いたしまして、昨年におきましても総計十四回地区部会が開催されまして、相当私は活用されておつたというふうに考えております。

○柳澤鍊造君 わかりました。

それから、これも公團総裁の方に申し上げておきたいんですけども、成田に空港ができるによっていろいろと騒音公害だ、やれ何だと言つたけれども、それはどういう形で、そのデメリットの面ばかりが強調されているんですね。メリットもあると思うんですよ。それでどちらわなきや困ると思うんです。

それで、現地に騒音対策の委員会というのが設けられたと思うのですけれども、それはどういうメンバーの人たちをお集めになって、それで今までどんなことをやりになつたか、ごくかいつまんで要点だけ聞かしてくれませんか。

○参考人(大塚茂君) ただいまの、私の手紙を一応見合せたといいますか、あれしたということは、その文面の中に三月三十日に開港することになりましたという文句があつたものですから、それを書きかえなきやならぬ、どう書きかえていいかがまだ決まつてないからちょっと待つことにしましたが、けさ開港延期ということになりましたので、次の開港日が決まつた段階でそうした措置をとりたいということで見合せたとい

うような事情にもなつております。

○柳澤鍊造君 総裁、私がさつき言つたのは、三月三十日に開港しちゃつたら聞いてくれないんで

はなくて、三月三十日が開港だということの決まりた後が、どうも公團の人たちはお話をしても高

飛車でもつて、もう上から抑えつけることしかしなかつたという言い方なんですよ。

それから、私は、いま最後に総裁が言わされました。結局そうやって書類も持つて回ろうとしている

た、できるだけ説得してわかつてもらおう、あと

二百九十九戸いまやらないと言つた人ががんばつてい

るって、それが、まあ確かにこういう事態が起きただんけれども、こういう形でもつて開港が延びたから、じゃ、そういうことも延ばすという、そ

ういう態度を私はとるべきでないと思うのです。その辺はやっぱり改めていただきなければ、それ

でござりますので、私どもとしては警察当局に対しまして警備の要請をいたしました。他方、公団自身いたしましても警備実施本部というものをつくりまして、副総裁を本部長にいたしまして、今度は相当長期にわたりますので、交代してひとつその警備実施本部の仕事をやろうということでお、二十六日は百十名がこの警備実施本部で働いておりました。しかし、実際に体を張って警備に当たるというものは、率直に申しまして公団職員はいたしませんで、ガードマンをほかに百六十名雇つておりますが、この百六十名のガードマンをゲートとかその他の施設に配備をいたしました。警官の方の補助的と申しますか、という実情でござりますけれども、そういうふうな警備に当たったというのが実情でございます。

○柳澤鍊造君 総裁、三月二十四日の日に成田空港対策労働組合連絡会と航空産業労働組合総同盟から総裁のところに申し入れを持って会談なさったのは御存じですか。

○参考人(大塚茂君) はい。申入書が来ておりますことは承知をいたしております。

○柳澤鍊造君 そのときは、少なくとも公団に、

いろいろみんな関係者があそこへ入って、あい

う過激派がもう前から騒いでいるわけなんですが、そ

ういう形でやっぱり何と言おんですか、過激派の

テロ行為対策をきちんとしてもらわなくちゃなら

ないといった申し入れをしているわけなんです

ね。そのときに公団の方が、総裁はいらっしゃら

なかつたらしいんだけれども、応対をされた幹部

は何と言っているかと見えれば、私は成田に十年來

いるけれども、身の危険を感じたことはあります

んと、それは何か心配のし過ぎじゃないんですね

か、という答えなんですね。あの事件の二日前な

りです。労働組合の人たちがそういう点をやは

りきちんとしてもらわなければ困ると言つて、公

団に申し入れをし、会談までしたときの御返事が

そういう御返事なんですね。その辺は総裁どうお考

えになつてゐるか。

○参考人(大塚茂君) 私、その席に実は出ており

ませんので、どういう表現を使つたか実ははつきりわかりませんが、おっしゃられるようなふうにとられたとすれば、恐らくこれは航空関係の労働組合の方々ですから、こういう方々に成田空港は危険だという印象を公団自身の役員が言うとか、そういう印象を与えるということはやつぱり思ひます。開港間近でございますので、公団の役員がみずから危険だと言つたということになりますと、これは成田への移転は自分たちとしてはできないとかいうような問題に発展するというようないとも考へて、そういう表現をあるいはいたしましたかと思ひます。

○柳澤鍊造君 総裁、それは善意にそういうことを言われると思うんです。ですから、今度は違つた角度で聞くんだけれど、あの公団の中で働いている人たち、言うならばやっぱり自分たちの職場なわけなんですね。自分たちの職場は自分たちの手で守るんだという、そういうことの、何といふ立場金や何かになつたらそれはいろいろと立派するだらうけれども、この成田空港を守ると、そして組合側の意見も聞いたらしくてお互に――事務金や何かになつたらそれはいろいろと見ればわかるんですから。そういうことについてどういふ形でやつぱり何と言おんですか、過激派の組合の君らも一緒になってやろうじゃないか、いろいろ周辺がこれだけ、ああいう状態のことはもう見えてるからかえつていいんじゃないんですかといふうに事件が起きてしまえば国際的な信用も落とすわけでしよう。反省をしたって間に合わないわけなんですか、もちろん公団の役員としては、自分が考へてたほどなんですね。ですから、私もそういふ点から考えて、やっぱり総裁自身が率先して労働組合の幹部ともお会いになつて、組合側の考へといふことも聞く、また公団の皆さん方が考へてることも言つた。そうしてさつきも言つとおり賃金交渉と違うんですから、こういうふうに事件が起きてしまえば国際的な信用も落とすわけでしよう。反省をしたって間に合わないわけなんですか、そういう点について、私、詳しく述べかねますが、もちろん公団の役員としては、自分の空港といいますか、自分たちの空港でござりますから、これを自分たちが守らにやならぬ、

○参考人(大塚茂君) その点について、私、詳しい報告は実は受けておりませんので何とも申し上げかねますが、もちろん公団の役員としては、

○柳澤鍊造君 総裁、そのところが徹底しているふうに考へております。

○参考人(大塚茂君) そのところが徹底しているふうに考へております。

と両方からお聞きしたいんです。

○説明員(福井与明君) 現在一万三千人の警察官を勤員しまして警備に当たっているわけでござります。そのうちの一万人は応援の部隊でございま

りますので、そういう線に沿って警備の強化を公団としても図つていかなければ、また警備当局にもいろいろお願ひ申してまいりたいというふうに考

えております。

○柳澤鍊造君 時間もう過ぎましたので、課長

ね、私、文句を言つておるんぢやないんですよ。

それであなたのお話を、さつきのを聞いていても、最後に自信のある警備をしなければならない

と言つけれども、初めから言つておる言葉を全部

何する、総合的には自信がないということになつちやう。いまの公団の総裁の方は正直に、ちょ

うとこう自信が持てないと言つて、それはあんな

ことをやられたらだれだつて自信がありますなん

て言い切れないと思うんですよ。どんなことにな

るかわからない。ただ、私が言いたいのは、ああ

いうことになつちやつてからああだつたこうだつ

た、マンホールは知りませんでしたと言つてお

つてしまつたから、もう事前にいろいろ

自分たちで手が足りない、どうもここは心配だと

思つたら、政府に言うなり、あるいは公団の方な

ら警察の方に言うなりにして、あらゆるものがあら

ゆる力、手を使って、そうして二度とああいう事

態が起きないようにしてほしいと思う。それでそ

ううことについては、特に私は政府を代表して

運輸大臣の方にお願いをして、私は終ります。

○國務大臣(福永健司君) 終わりますとおつしや

いましたが、いろいろ有益なお話等を伺いました。

私はどちらの方では、なかなか突発的なことに對

しては、関係者の諸君も必ずしも十分の自信を持

ちがたいような心境とも察せられるのでございま

すが、そういう諸君も、何これならやれるという

気持ちになつていただけるように私どもはあらゆる対策を講じてまいりたいと存じます。

○山田勇君 成田空港の開港を目前に控えて、

警備陣の虚をつくような形で、過激派による管制

塔内の破壊により開港がおくれるということにな

りました。これだけの大きな国家的なプロジェクトが、本来ならこれはもう国民、國を挙げて喜ば

なければいけないようなことが、現実としてはこ

の実査の点について確かに不十分な点がございましたし、それから管理棟に対する警備配置についてももっと厚くすべきであったと、こういう点については十分反省をしています。

○柳澤鍊造君 もう少しはつきり答弁してくださいよ。まあそこはそれでいいけれど、あの過激派集団のああいう行為は、法秩序の枠内の行為として受けとめているんですか、それとも民主主義体制を破壊するという、そういう行為なんだというふうに受けとめているんですか、どちらなんですか。

○説明員(福井与明君) これはもう自己の主張を暴力によって達成しようとするわけでございますから、民主主義体制とは縁もゆかりもない、これを放置しておればこれに対するきわめて憂慮すべき脅威になる性質のものであると、こういうふうに考えております。

○柳澤鍊造君 民主主義体制と縁もゆかりもない

きわめて憂慮するものなんだという御判断なん

ですから、そうしたならば、あの数年間、成田空港

目がけてあの周辺であれだけのことをしてきたわ

けなんですね。そのこと自体が民主主義体制破壊

のためにあの人たちはやってきましたか。

何でそれを手をこまねいて見ていたんですか。

〔委員長退席、理事三木忠雄君着席〕

○説明員(福井与明君) 実は手をこまねいて見て

おったわけではありません。彼らが地元の人た

ちの一部の主張に空港建設反対ということで同調

する形で入り込んできたわけでございますが、こ

れについては鋭意取り締まりをいたしましたて、こ

れまでに二千四百人の者を検挙しておるわけでござります。こちらの方は、さつきちょっと触れましたように、これで四人の殉職者を出している状況でござりますから、決して手をこまねいでいる状況ではございませんが、残念ながら、百数十人

の者が現地に常駐をして援農等の形でふんだんいついて、ああいう闘争の際には先頭に立つて過激な行動に出る、こういう実態がある、こういうこと

でございます。

○柳澤鍊造君 その辺のところを基本的に、物の

判断でもつてもう少し突っ込んでお聞きしたいけ

ども、時間がないからやめますので、ただ、今後

の警備体制、先ほど大臣の方は、この次の金曜

日に閣議で開港日をお決めになるということなん

ですから、いつになるか決まるわけなんですけれども、それに向けてどういう警備体制がとられる

のか、その警備をするについての自信と見通しを

お持ちなのか、これは警察庁の方と公団総裁の方

がござります。

○柳澤鍊造君 手をこまねいていたわけではない

ういう形になってしまったわけですが、まあ当初五ヵ年ぐらいの建設予定でこれは着工に入つたと思いますが、実際には倍以上の十二年ほどかかったわけですが、大臣ね、この当初五ヵ年計画というのが十二年になつた一番大きな要因、原因といふのは何にあつたと大臣はお考えになつておられますか。

○国務大臣(福永健司君) 十二年にもなつたといふことについては、私も非常に残念に思います。

私自身、空港をどこに置くかというようなことの

時代に党の責任者の一人でもございました。この

問題にもしたがつてかかわり合ひを持ってきた一

員でありますだけに、非常にこの十二年といふこと

については感懷も深いし、また、たまたま私が

こういう責任者になりましたことについて、何か

一種の宿縁のようなものを感じておるわけでござ

りますが、いま御質問の何が原因でこういうこと

になつたかということをございます。大変たくさんございますが、やっぱり人間の心全体、多くの

者の考え方がびたつといかなつた、いきにくか

つた、それがむずかしかつたということです。こうい

うことになつた——まあ、これは考え方いろいろ

あるのでござりますが、私はそれが最大の原因

であろう、というような気がいたしました。

○山田勇君 警察の方にお尋ねいたしますが、先

ほど警備配置一万三千人と言いましたが、一万三

千人、間違ひありませんか。

○説明員(福井与明君) そのとおりでございま

す。

○山田勇君 それはきょう現在、あの事故発生後

の配置が一万三千人ですか。

○説明員(福井与明君) 今回の警備につきまして

は、事件発生以前の二十二日に空港警察署に千葉

県本部長を本部長とします警備本部を置いており

ます。二十四、五日の時点から前段グリラと申し

ますが、かなり注意を要する事態になるといふ判

断がございましたので、さらにそれに若干先立つて二十二日に本部を発足したわけでござりますが、そうしましてだんだん体制をふやしまして、

すと、きのう予算委員会の集中審議の緊急質問の

中で、三井警備局長は確かに配置警備員一万二千

人とお答えになつてましたんで、その辺はちょっとと

確認しておきたかったわけですが、この一万二千

人——きのうのその質疑の中で警察官一人を配置

することによって日帰りですとお金に直しますと

千円、泊まりますとぐつと上がりまして三千五、

六百円かかるということ、これはもうきのうも大

臣おられましたから御承知のとおりだと思うんで

すが、この財源について自治体に負担をさしだや

いかぬというような質疑応答の中で、この今まで

いきますとこの一万三千人という、その警備配置

というのはいつまで警察当局としてはこの配置を

続けていくつもりなのか、その辺の見通しをお聞

かせいただきたいと思います。

○説明員(福井与明君) これは情勢の推移と申し

ますか、それをどう読むかということを絡みます

のでなかなか断定的にはむずかしいわけでござい

ます、一応のめどといたしましては、当初は三

十日開港、四月の二日に一番機が到着して、三日

には今度は一番機が出発すると、こういう読みで

おりましたので、その時点では少なくとも四月の

上旬にはこれはどの体制は次第に解除していく

だろう、こういう読みでございました。

○山田勇君 そうすると段階的に、まあ、その辺

の対応を見ながら人員は減らしていくといふこと

ですが、いまくぎづけになつてているといふこと

か、配置されている一万三千人の隊員の疲労度と

いうのはもう極に達していると私思ひのですが、

それに対する交代配置の要請といいますか、そ

ういうようなことは考えておられますか。

○説明員(福井与明君) 一人一人の隊員の招集の

期間で申し上げますと、一応のめどであります

が、二週間から三週間ということで大体組んでお

ります。したがいまして、それよりも若干の点は

ともかく、相当長引きますとこれはやはり当然交

代なり、事態によつては体制を縮小すると、こう

いうことを考えなければならない、こういうふうに考

えております。

○山田勇君 いや、これはなぜ聞いたかといいま

すと、きのう予算委員会の集中審議の緊急質問の

中で、三井警備局長は確かに配置警備員一万二千

人とお答えになつてましたんで、その辺はちょっとと

確認しておきたかったわけですが、この一万二千

人——きのうのその質疑の中で警察官一人を配置

することによって日帰りですとお金に直しますと

千円、泊まりますとぐつと上がりまして三千五、

六百円かかるということ、これはもうきのうも大

臣おられましたから御承知のとおりだと思うんで

すが、これはもうぼくは第一波だと思うのです、あ

が、一番大きな收入は、これはもう判断でござい

ますけれども、現在極左暴力集団、学生の比率が

もう半分以下に落ちておりまして、六割近く者が

実はどこかで職を得ている労働者でございますの

で、したがいまして、その職を持つておる者たち

から月々の月給からも吸い上げているようでござ

りますけれども、ボーナス等はかなりの率吸い上

げているようでござります。ですから、これが一

番大きな資金源と、こういうふうに見ております。

○説明員(福井与明君) ゼロから一歩も前に進ま

らせください。

○説明員(福井与明君) 極左暴力集団の資金源で

ございますが、これは機関紙を出しておりますの

で、その収入といったようなものもございます

が、これはもうぼくは第一波だと思うのです、あ

が、一番大きな収入は、これはもう判断でござい

ますけれども、現在極左暴力集団、学生の比率が

もう半分以下に落ちておりまして、六割近く者が

実はどこかで職を得ている労働者でございますの

で、したがいまして、その職を持つておる者たち

から月々の月給からも吸い上げているようでござ

りますけれども、ボーナス等はかなりの率吸い上

げているようでござります。ですから、これが一

番大きな資金源と、こういうふうに見ております。

○説明員(福井与明君) ゼロから一歩も前に進ま

せぬで、これが開港前のこういうふうな事故発生だつ

たんですが、これはぼくは考えてみますと、不幸

の中の幸いだと思います。これが開港されて、飛

行機が運航されてからこういう管制塔に仮になだ

れ込んだ場合、これはもう大惨事につながる大き

な問題だらうと思うんです。ですから、きのう私

の友人のパイロットの人に電話をかけて聞いてみ

たんですが、実際一番大切なコントロールタワー

ー、あれをやられると、もう飛行機自体をコント

ロールすることができない、あれだけ破壊される

と。そうすると、何番滑走路におりるのかどうな

るのか、もう全然わからなくなるだろうというふ

うに言つて、そら恐ろしいことだということを言つておられましたが、だからこれは不幸中の幸いとして受けとめて、今後建設をしていくコントロールタワー、あの管制塔といふものの建設についてどのような、警備もさりながら、ほとんど絶対に入れないということがまず第一条件である建設を見直さないと、大臣、次の金曜日の閣僚会議で大体次の見通し立てると言つたけれども、もう一度あの建物を抜本的に考えていかないと、ぼくは大きな問題になると思うんです。

それと、空港要員は五名ほどいたそうですが、屋上へ逃げて、ヘリコプターで助けられたといいますが、どんな警備をしても、どんな形で、仮に侵入してきて、あの空港要員五人が生命の危険を感じて逃げるということこれは開港前だからそういう気持ちになられたと思うんですが、仮に飛行機をどんどんおろして、コントロールタワーから何番滑走路に何々がエーティングなんてかけているときにどうとなれ込んで、ハンマーでがんがんつぶされたら、あの要員の生命、飛行機に乗っている何千何百人の命を守る者が過激派に対しても抵抗できない。向こうは鉄パイプを持っている。だから、新しい何かの許可を得て、拳銃を持っているとか、あのコントロールタワーの中にそういう拳銃を携帯しているとか、何かそういうことを考えられませんか。だから、コントロールタワーそのものの構造と、それから要員を持たず警備の何かということ、その二点で、航空局長と、警備の方ですから警察関係の御答弁いただいて結構です。

○政府委員(高橋寿夫君) まず私の方から申し上げますと、まず一つは、建物の防備をさらに完全にすることを考えたいと思います。火災などのときの緊急脱出という問題があるのですから、消防法等の定めによりまして非常口をあけておくといふうなこともあるわけでございますが、これは消防法の問題を超えた危険がありますので、その辺は消防法の担当者に目をつぶつてもらいましまして、もう何よりもかによりも施設面で一〇〇%の

防備をするということを考えたいと思います。

それから、外から入ってきたなんということも対しても、外から絶対入れないようなことをしなきやなりません。それから、もちろん人間にいるガードも必要でございますので、警察にお願いいたしまして、幸い空港署が隣にございますので、空港署の警察官の方に心臓部につきましてはひとつ守っていただくということをさらにお願いいたしたいと思います。もちろん民間のガードマン等の増強もいたしますが、何分にもやはり鉄パイプを持ってヘルメットをかぶった人間に対しましては、丸腰のガードマンというは情報連絡にしか役立ちません。そういう点から有効な警備体制をこれからとりたいと思っております。

御指摘の管制官の武装問題につきましては、これはハイジャックのときに航空保安官を乗せたらという話があつたときとやはり似たような危険もございまして、私たちとしては管制官に武装させるに、管制室の外側に立つガードマンなりあるいは警察官に完全武装をしていただくということで防備を固めたいと思っております。

○説明員(福井与明君) 警察としましては、たとえば今回の事案の際に、管制塔と空港署なり警備本部の間にホットラインのようなものがあれば——それはもう、それがあつたが、それでもなおかつと

○政府委員(高橋寿夫君) 現在、たくさん使われておりますけれども、騒音がなくて空港周辺の住民から悪名の高い機種は、たとえばDC-8とか

ボーイング747という航空機が騒音が高いと言われております。騒音の低い機材では、ボーイング747、これは中型機でございますが、騒音が低い。

これは恐らく一番低い方のグループに入ると思

ります。それから、一般的に言われております、エアバスと言われておりますところのB747ジャンボ、あるいはトライスターと言われておりますし

いますけれども、ファンジェットというエンジンを使つておりますので、かなり大きいわりには騒音は低うございます。

○山田勇君 今回のこの事件で、外国系の航空会社から運輸省の方に何らかの表明が出ております

○山田勇君 騒音の高い機種は低い機種にかえて

○政府委員(高橋寿夫君) 航空会社から私どもには直接ございませんけれども、テレビ記者に対するインタビューその他で、外国の航空会社の東京支社長等が、こういう危険な状態ではとても安心して運航させられないというふうなことを言っております。

ることは、報道等を通して知つております。このことは私どもも重々心すべきことであると思つております。

○山田勇君 まあそういうことで、今度の開港は、大臣、多少おくれても本当に大臣がおつしやつている安全ということから考えていきますと、国家のメンツいろいろあると思いますが、もう十分に安全性を確認した上で開港する方がかえつて対外的にも信用を高めることになると思いますんで、その辺を御配慮いただきまして今後の問題に取り組んでいただきたいと思います。

騒音は機種によって大きな差があるようですが、現在使用されている航空機の中での騒音の高いもの、低いものの機種はどうなつておりますでしょうか。

○政府委員(高橋寿夫君) 現在、たくさん使われておりますけれども、騒音がなくて空港周辺の住民から悪名の高い機種は、たとえばDC-8とかボーイング747という航空機が騒音が高いと言われております。騒音の低い機材では、ボーイング747、これは中型機でございますが、騒音が低い。これは恐らく一番低い方のグループに入ると思ひます。それから、一般的に言われております、エアバスと言われておりますところのB747ジャンボ、あるいはトライスターと言われておりますし、ファンジェットというエンジンを使つておりますので、かなり大きいわりには騒音は低うございます。

○山田勇君 今度は成田が開港しますと、午後十時以降の例外発着は認めないという運輸省の方針は、これは絶対に守ることができます。

○政府委員(高橋寿夫君) このことは成田が内陸空港でございますのと、それから、今まで何しろヒベリと夜はミミズしか鳴かないところへ、猛烈な音をする飛行機が飛んでくるわけございまして、いわゆる環境基準の数字に合つて、運航させてはならないという問題は抜きにいたしまして、とても大変な問題だと。特に夜の十一時以後に発着するということは絶対にあってはならぬことです。これがありますと、また成田から出で行けど

いと思うんですが、何か運輸省の航空局の方からそういう会社に對して、こういう機種となるべく使ってほしいというようなことは、行政指導の一環としてなさつておられるんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) 航空機騒音を規制する方法といたしまして、私ども五十年十月に騒音基準適合証明制度というのを、航空法に基づきまして規則を発効させたわけでございます。これは国際民間航空条約などに技術的な根拠を持ったやり方でございますけれども、ある一定の音以下にしなければ民間航空に使つてはならないということを決めまして、それに合格したものについて証明を出す、証明を持つていいものは使っちゃいけない、こういたしましたけれども、ただ、これを形式的に強行いたしましたとたとえばDC-8とか747のようないまの技術ではどうにも改良の余地がないというもののにつきましては、しばらくの間これを除外例といたしております。しかしながら、それ以外の機材につきましては、たとえばDC-8などが非常にいいと申しましたけれども、これなどはジェットエンジンの内側に吸音材をつけまして音を低くする、そういうふうな可能な改良はできる限りさせる。どうしても改良不可能なものはやむを得ず使わしていなければ、これらにつきましては、できるだけ早く低騒音機材にリプレースをするように指導をいたしたいと思っております。

いろいろな運動が起らないとも限らないということから、もちろん地元の関係市町村から、あるいは知事からも要望が強うございますので、航空会社に対しまして厳重に指導いたしました。先ほど提出されているスケジュールのダイヤでは絶対にそなならないようなダイヤにしてございます。ただ、問題は相手方の空港の事情があつたり、あるいは途中で安全上の問題等があつたりして遅延する場合もあります。これらは到着の遅延につきましては、安全上その他どうしてもやむを得ない気象条件とか、油がもう危ないとかいうこと以外の場合には絶対に着陸は認めないということを強く指導いたしております。いわんや出発便はこちちらでコントロールできますので、もうこの時間以降に出発すれば当然地城上空を十一時以降に飛びといたしまして、これにつきましてはかなり外国工アライ等も抵抗いたしましたけれども、事情を説明をいたしまして、全エアラインが承知をいたしました。協力することになつておりますが、なお開港後も十分監督いたしまして、地域住民から不信の声を立てられないように注意をしたいと思ひます。

○山田勇君 局長も御承知のとおり、滑走路一本

ですから、もし何かそこに大きな事故があれば、

これは若干そういう例外といふふなことは出で

くると思います。その例外の問題ですが、ここに

衆議院委員会の附帯決議がついております。そ

中で「特定空港周辺の関係地方公共団体、住民代

表等の関係者により航空機騒音対策等のための協

議会を設置すること。」これは附帯決議案に出て

おりますが、柳澤委員もそういうふな委員会み

たいなものをつくつたらどうかというようなこと

ですが、こういふのをこれから地元の皆さんと

お話しし合つてつくつしていくことを考えておられ

ますが、いやこれは考へてないとおっしゃいます

か、どちらでしよう。

○政府委員(高橋寿夫君) これは、この法律が成

立いたしましらぜひ一日も早くつくりまして、

さあざまの問題について地元の方の意見を十分に

お聞きし、そしてまたこちらの考え方も御説明す

る、そういう協議の場を一日も早くつくるつもりでござります。

○山田勇君 西ドイツの空港の周辺にはこうい

う、正式な協会の名前はわかりませんが、航空関

係者サイド、空港関係者サイド、住民代表者サイ

ドというふな形でそういう協会をつくつて、仮

にこの上空で巡回をして騒音がかなり大きかつた

らその場ですぐ手紙とか電話で受け付けて、それ

を懇切丁寧に処理をしていくという協会があるわ

けなんですが、だから、そういうものをぜひ私も

局長さんに頼んでつくつていただきたいと思いま

す。最初は大変だらうと思いますが、案外そういう

ことが反対地域住民の気持ちを緩和させる大き

な要因になつてくると思います。

それと、ついでにと言つては何ですが、先日の

運輸委員会の中で電波障害の問題が出ておりまし

た。放送部長ですか、来られていろいろ言つてお

られましたが、まだ考へていね、五千世帯を対

象に云々と言いますが、ぼくも実は豊中ですから

電波障害を受けていたのです。それでずいぶん地

元の反対もありましたし、団体でいろいろ行動し

たこともあります。しかし、一世帯二千円ずつ

出してくれ、あとは地元で負担するということで

共同アンテナをつくつて、それで二三百世帯は反

対をする一つのきっかけも何も失う、と言えれば変

ですが、失つてしまつといふことで、そういうふ

うにしてその反対地域住民のパワーといいます

か、そういうものを徐々に緩和させていく。それ

がそういうふうに二千円出してもらつたらあとは

全部やりますと、ということです。それでずいぶん

た。しかし、この間の御答弁を聞いておりますと、

ひどいところだけやつて、こうとかいうふなこ

とじやなく、思い切つて大きな共同アンテナをつ

くる。ああいう過激派でもあの鉄塔を一日か二日

で建てるんですからね。ひとつ予算を何として

も、これは総裁サイドの方の問題にもからむと思

います。そういうものを建てて電波障害などを

か週刊誌等でよくこのごろ報じられているのです

が、この真相というのは一体どうなつております

でしょうか。

○国務大臣(福永健司君) いま山田さんのお話の

前もつてなくすんだというふなひとつ航空局長

邊いかがでしようか。

○国務大臣(福永健司君) この点につきましては、私のところへ都であるとかあるいはその区の

関係の人々とかいろいろな話等もございます。こ

れはいずれ成田へ引っ越しをして、そしてその後

の羽田をどうするかということと関連いたしまし

て、相当ひまかかる問題ではございますが、そ

うした機会にぜひ羽田もいいところにするという

ことは望ましいことでございまして、都の方の希

望としては、いまの滑走路等をもつと海の方へ出

して、そして今までのところを公園なんかにす

るというようなそれは構想の一部でございます。東

京都知事とも私ある程度話し合つたところでござ

りますが、まだ本格的にどうということはござい

ませんが、いま申し上げました関係者間でよく相

談をいたしましたが、総裁に最後ですが、総裁に最後に御決意の

ほどをいただきたいと思います。

○山田勇君 もう最後ですが、こういう不慮の事

故が起きましたのですが、前進する方向へ持つて行きた

い、こういうようになります。

○山田勇君 もう最後ですが、こういう不慮の事

故が起きましたのですが、総裁に最後に御決意の

ほどをいただきたいと思います。

○山田勇君 ここへ来るまでいろんな御苦労があつたとは思

います。しかし、これを一つの契機として、もう

一度原点に戻るというつもりで、地域住民との話

し合いを根強く重ねていつていただきたいと思って

ます。それが何といつても開港の大きな一つの力

となつてくると思うんです。それはもちろん過激

派のものには、農民が同じような行動をとつて

いません。しかしいろいろな形で、お握り

をつくつて渡すとか、農作物を与えるだとか、耕作用地を提供するだとかいう、目に見えないも

の大きな力も過激派に力を与えていることも事

実です。そういう人たちが、やはりいまの政府の

やり方についての不満、不平というのがそういう

形で出てくるかもわかりませんので、その点をも

う一度踏んまえて、原点に戻つて、何としても國

民の総意が喜んであけられるような空港をつくつ

ていただきたいと思います。今井さんのように幻

の香港を回収主義にからめようとしていたときだと思います。御答弁、御決意のほどだけいただきます。

○参考人（大塚茂君）この成田空港に対します反対運動は、最初は確かに私は純粹な、土地を取り上げられることについての反対と、従来のようないくつかの問題を抱いていたのであります。しかし、農業的な生活を続けたいという点から出発をいたしましたと思うんですが、それが次第に過激派になり利用されると申しますか——ようになり、また

農民の方もだんだんその反対同盟の加盟者が減るに従つて過激派に頼るというような形になつてきました。そこにはやはり私どもとしては公団のやり方のまずさということも私はやつぱり率直に反省をしなければいかぬというふうに考えておりますので、そういうおっしゃられますような原点に戻りましてひとつ、過激派はもうともわれわれ話をしても問題になりません。農民とは十分話し合いをしてしまして、ともに喜ぶ空港というような方向へぜひ持つて行きたいというふうに考えております。

○國務大臣(福永健司君) 青木さんの前々から成田開港について御心配をなさつていろいろ御發言をなさつていらっしゃることについては、私も深く敬意を表しつつ耳を傾けてまいつた次第でござりますが、まことに残念なことでこういうよろな事態に立ち至りました。そこで、まあ今までのところも、私どもは本当にこの開港が予定どおりでありまするだろうかということについて非常に心配いたしておりましたし、また全国の国民もひとしくかたずをのんでこの開港、運航開始というものについて注目をいたしておつたと思うのであります。私たちのこの不安が実は現実のものになりまして、非常に残念に思つてゐるわけでございますけれども、この開港といふことが現実問題として表に出でてきたということについて、大臣はゲリラ活動だけの対策でいいと思っていらっしゃるかどうか、いまの大塚公団総裁の言葉とも関連いたしまして、その辺どうお考えですか。

ことについて反省し、今後にどう対処するかといふ観点からいろいろなことを考えてまいらなければなりませんが、確かに今度はああしたゲリラ活動、暴挙等がございましたが、この問題全体はかなり大きな問題であり、また根は深いということでおございまして、單にこのゲリラ活動だけを考え、これに対処するということだけではこれはもちろん足りないと考えておりまして、問題全体をうまく処理するためには広範な配意が必要である、それを強く感じておる次第でございます。

○青木薪次君 私どもの党の皆さん方が、過般賛成派に回つた農民の皆さん、現在まだ反対している方々もいらっしゃる中で、そのうちに賛成をしておかないといろんな条件がとれない、したがつて、私は反対だけれども賛成に回らざるを得なかつたんだと言われたと。で、片方の農民は、約束を公団は守らない、ということを盛んに言つておるようであります。私は先ほど副議長の加瀬先生とも話をしたんですけども、加瀬先生も言われるには、神社仏閣を含めまして部落全体が一つの市町村に移転できるようにしようとやないか。農耕地については現在の収益を下回ることのないよろんな面積や、あるいはまたその実収等についても十分補償しましようということを、数年前に、当時の知事であつた友納さんと今井前公団総裁が約束をしたそうです。これが全く今日に至つても空手形になつてゐるというようなことが、これが非常に大きな問題だと言われてゐるわけであります。で、きのうですか、きのうの予算委員会で、同僚の赤桐議員がこの地権の問題その他を含めて質問したはずでありますけれども、大塚公団総裁はこの辺をどうお考えになりますか。

○参考人(大塚茂君) 先ほども申し上げましたように、長くその地にあって農業を営んでおられる方がそこを離れたくないという気持ち、それから離れることについての何とない不安というものは

これはもう当然だと思います。しかしそれを公共的な理由からがまんをしていただくということでおざいますので、なるべくやはり同じ不安を持つにしてもその集落の方々が一団になつて移ると、それだけでも多少心強いというふうなお気持ちもよくわかりますので、私どももぜひできることならそうしたいということで代替地を探す場合にそういう心がけでやつておりますが、何しろ集落——まあこれはこの間岩山部落では十二人の方がそういう形で集落移転をいたしたわけでございますが、まとまつた代替地を求めるということがきわめて困難でござります。困難でございますが、しかりやらなければいけない。まあ結局話し合いをいたしまして、農地が少し離れたところに、大部分は——大部分といいますか、半分以上ぐらいいはまとまつたところにあり、家もそれぞれまとまつたところにつくりましたが、耕す農地は相当離れたところにも持つていただいてがまんをしていただくというような話し合いを実はいたしました、十二軒が一団となつて移転をしたという事例もございますが、できるだけそういうふうに持つていただきたいというふうに考えております。

それから、約束を守らないというようなことを言われると、私自身もそういうことを耳にいたなりにいろいろ調査もいたしてみたんでございまが、どうも率直に申し上げまして今日の事態になつた一つの原因、いろいろの原因は、先ほど運輸大臣が申し上げましたようにございますが、その中で公団が反省しなければならぬことに、最初なれない公団の役職員が四十六年四月までに開港というような、客観的に見てこれだけの大きなプロジェクトとしてはだれが見ても無理だという、五年足らずの期間のうちに完成させて開港するんだ私は招いた一番大きな原因じやなかろうかと、まあ、ほかにもいろいろ原因があると思いますが、

そういうふうな感じ方をいたしておりまして、やはりじっくり腰を落ちつかて話し合いをする、時間をかけるということがやはりこういう話し合いの問題については非常に大切であるというふうに考えておる次第でござります。

○青木薪次君 私も、農民が土地を取られるということは、私どもが選挙区の選挙民を取られてしまうのと同じだ。これを今度は他の個所へ移転するについても、まあゲリマンダーということもあるけれども、三つの飛び地でしかも余り支持者のないようなところをあてがわれても、それを開拓するには大変なことですよ。そういうようにもうひとつ、まあ選挙区は命である、農民にとっては農地は命であるということになると、そのためにには先祖伝來の農地に対する執着は執念のようになっていて、ということを皆さんももっともつと真剣に考えなきやいけない。過激派がこれらの地域の皆さんに精神的にも支援を受けるようなことがかりそめもあるとすると、私は将来にとつては重大な問題だと言わなきやならぬと思うんです。

そこで、そういう問題について、実は昨年千葉県選出の国会議員の皆さん方が大塚総裁と、強制収用等に対する前によく話し合いをしますと、いうことを約束したと言つてありますけれども、その約束されたことがありますか。

○参考人(大塚茂君) 私、話し合いの際に十分詰し合って、合意の上で譲つていただくというのがあくまで公団の方針でありますということをはっきり申し上げております。

○青木薪次君 結果として賛成者にはプレミアムを出した、反対者に対しては結果として弾圧で臨んだというようなふうに理解をされているわけがあります。たとえば最高一反十万円の土地を一百万円で賛成者から買い取って、そうして農家経営を主張する地権者については一反の代替地も与えられないといふような問題がいまいろいろと言わかれているわけであります。そういうふうなこ

ないかと、いろいろなふうに公団当局が思つてきました。すると、これは全く時代錯誤もはなはだしいと思うんでありますけれども、こういう点についてどうお考えですか。

○参考人(大塚茂君) 公団が急ぎます余りに、強権的に土地を収用するというようなことをいかにもやつたというふうによく言われるんでございまして、実績を見ますと、土地収用法を適用しましすが、実績を見ますと、土地収用法を適用しまして代執行で強制的に取り上げたといいますか、収用した土地というのは今まで〇・六ヘクタールだけでございます。結局今まで団結小屋とか、一坪共用地としてどうしても譲らないというところだけございまして、そのほか途中まで土地収用法の手続き等やつたことは確かにございますが、全部そのほかは合意の上で買収をしたというのが今までの実績でございます。私どもは、ただその点に先ほども申し上げましたが、焦る余り多少のあれがあつたというようなことは言えるかと思ひます。

それから、その土地の面積につきまして基準配分というのを最初やりまして、あれは同面積を差し上げないということがございます。たとえば、二町歩提供された方に七反五畝用地を差し上げる、そのほかお金で差し上げる、お払いするというようなやり方を当初やりました。これは、結局成田市とか富里とか、将来都市化が予想されるような土地に代替地を希望する者が非常に殺到しました。だから、その部分の配分の場合に、これ全部一対一で差し上げるわけには物理的な面積が足りないということから、二町歩に對して七反五畝、そのほかの分についてはどうぞひとつお金で差し上げますからどこかほかの土地を御自分でお探しをくださいと、まあ端的に言いますとそういうやり方をとりました。それらが面積を一対一でやらなかつたじやないかという一つの難になつておりますが、しかしお金でいただいた方はほかにその土地を買いまして、買った人もあるし買わない人もあるんですが、買った方は、それが非常に今日値上がりをいたしておるという方も相當ござ

ります。金で使つてしまつたという方も実際にござります。そういうふうなことで、特殊な希望者が殺到した地域の代替地については、面積を十分差し上げなかつたという事例が確かにござりますが、先ほども申し上げましたように、最近私どもがやりました岩山部落の十二軒等につきましては、これも提供された面積に対して「一対一」ではございません。少し減歩を一一五%程度減歩をいたしております。これは、やっぱり移転先の土地の値段が御提供いただいたところよりも高いものですから、やはり私どもも会計検査院等の監督を受けておりまますので、その辺の均衡というものを、それから從来早期に——岩山部落の方々は非常な反対同盟の先鋭分子だった方々でございます。そういう人たちに最初に賛成をされた方々よりも有利な条件になるというようになりますと、非常に憂慮いたしておりますけれども、開港の大体日程が管制塔の中の器材の修復が四月の半ばに行われましても、その後、先ほど運輸大臣の言ふ非常なまた問題も起りますので、その辺との均衡も考えながら、五%程度の減歩を行つて代替地を差し上げた、こういうふうな事情になつておるわけでございまして、われわれとしては、あくまで原則としては「一対一」の面積で差し上げるようにしたい。ただ、どうしても値段の点で会計検査院、大蔵省等の承認を受けられないようなものについては多少減歩をしていただいて、値段的なバランスというものをを考えざるを得ない、こういう状況でございます。

○青木薪次君 私は、千葉県の北総台地が一段と成田空港周辺に向かつて陥落になつていくことを実は恐れています。そういうことでは、私は恐れているわけではありません。そういうことであるならば、これは大臣にお伺いしたいと思いますけれども、政府においても、この農民の土地の問題だけはこれはもう今後誠意を持って、開港後の警備の問題とは別に話しあつていくと、そうして問題点を一つずつ解決するというようなことでやついくべきだと考えますけれども、その点いかがでしよう。

○国務大臣(福永健司君) 先ほどから青木さんお話しの点については、よく拝聴いたしておった次第でございますが、農民の土地に対する愛着といふものが、これはもう理解できるところでございまして、その解決のためにいろいろなことが行われなければなりませんが、政府としてもできるだけ対処いたしたいと存じます。

○青木薪次君 開港後の警備についても私たちは非常に憂慮いたしておりますけれども、開港の大体日程が管制塔の中の器材の修復が四月の半ばに行われましても、その後、先ほど運輸大臣の言ふ非常なまた問題も起りますので、その辺との均衡も考えながら、五%程度の減歩を行つて代替地を差し上げた、こういうふうな事情になつておるわけでございまして、われわれとしては、あくまで原則としては「一対一」の面積で差し上げるようにしたい。ただ、どうしても値段の点で会計検査院、大蔵省等の承認を受けられないようなものについては多少減歩をしていただいて、値段的なバランスというものを考えざるを得ない、こういう状況でございます。

○説明員(福井与明君) 実は、今回一万三千の部隊を成田に集結させます際にも、同時に全国に指示をいたしましたのは、集結した間隙を向こうと箱崎のターミナル等についての大体警備の関係等について警銃等としては一万三千の警備体制を徐々に減らしていくことのようありますけれども、今日あのよな事態が起きたということになりますと、過激派の先鋭化というものは必至だと思います。ただし、どうしても値段の点で会計検査院、大蔵省等の承認を受けられないようなものについては多少減歩をしていただいて、値段的なバランスといふことを考えておられるかどうか、警察庁にお伺いしたいと思うんです。

○説明員(福井与明君) 実は、委員御指摘のようないふうな事情は現在でもあるわけでございまして、彼らとしましては、どこをいつまでに絶対に攻撃しないやならぬということはございません。こちらの警備が厚ければ目標をいかようにも彼らは変えることができるわけございません。こちらの警備が厚ければ目標をいかようにも彼らは変えることができます。ただ、どうしてかといふと、成田空港の警備体制がこれは完璧になれ、今はその力をよそに分配するというようなことは考えられておられるかどうか、警察庁にお伺いしたいと思うんです。

○青木薪次君 いまジェット燃料の輸送のルートについては千葉ルートと鹿島ルートとあるわけでありますけれども、千葉ルートの輸送と鹿島ルートの輸送について大体どれくらいの比率でお考えになつていらっしゃるか、航空局長にお伺いします。

○政務大臣(福永健司君) 千葉ルートからは一日十二両編成二列車、鹿島ルートからは十八両編成二列車と十四両編成三列車、合計五列車ということで予定しております。

○青木薪次君 燃料関係の輸送の列車やあるいはまたタンク等がねらわれたら、これはもう大変な事態だと思うんでありますけれども、御承知のように、非常に線路は長いわけあります。今日の事態でこういうものに対してねらわれるという事

○説明員(福井と明君) 実は、鹿島からの第一列車の阻止というのが中核派等の一つの戦略目標として申しますが、目標でございまして、したがいまして、これにつきましてはこの部分をやられると非常に輸送に困難が生ずると申しますが、トンネルとか、橋梁とか、そういうところには所要の警察官を固定配置をするなり、それからある区間を遊動配置をするということでおさしまして、場合によりますが、それともう一つは、列車の乗務員そのものに危害が及ぶと、もうこれは大変なことでござりますので、これにつきましても、場合によつてはヘリコプター等も併用しながら警備をしてまいつておる、こういう状態でございます。

○青木薪次君 それはあなた、そういう目に見えどころの警備というのはいいんですよ。たとえば第二要塞でも横穴を掘つて、調べてみたら三十五人も待機しておったというように、私はやっぱりベトナム戦争じゃなければ、やろうと思えばそれは相当な力が人間だから出るものですよ。だから問題は、そういう過激なゲリラ行動を起させないと、いう体制が必要だ。その体制を強化するというのには、私はやっぱりこういうような事態を発生する要因を除去していくために努力せなきいかね。それにはやっぱり政治の点といふのはきわめて私は重大であり、すべてだと思ふんであります。いまも警察庁からもお話をありましたがのように、ずっと要所要所に警察官を四六時間配備する、あるいはまた成田空港には配備する、あるいは箱崎にも配備する、あるいはまたハイエーにも配備しておくということになつたら、これはもう警察官何人あつても足らないじやないかというように私たちは心配しているわけでござります。そういう点から、問題点についてはこの際、政府としては決意を持って問題の除去に職員の問題といい、あるいはまた農地を買収さ

○國務大臣（福永健司君）この大事業を達成するということとのためには、いまいろいろお話をございましたあらゆる関係者に、ないし圧倒的多数の関係者に心からなる御協力をいただくということは全く望ましいところございまして、從来いろいろ御指摘のあるようなこと等も大いにわれわれとしては、そういうことがあつたということ、ないしあつたとするならばこれから対処してまいらなければなりません。私どもいたしますと、このたびのことは大変不幸なことであつたし、殘念に存じますが、いまとなつてはぜひこうしたこととを、将来にどうとい体験として生かすということでありたいと思います。できるだけ多数の方に心からなる御協力が得られるように努力してまいりたいと存じます。

○青木薪次君　まだ細かな点をたくさん聞いていただきたいわけでありますけれども、午前中からの論議を私も聞いておりまして、大体私の言わんとしたような点についても相当数触れられておりますので——ただ一つ、私どもの社会党は国際空港はぜひ必要である。それから内陸空港については、今日の事態ではこれは反対である。こういう問題が必ず起きてくるということから、かつて運輸委員会で長崎新空港を視察いたしましたけれども、これは知事の英断もありましたけれども、いずれにしても非常に公害、環境等の問題について地元と調和がとれた空港となつているわけであります。成田の問題等についてはこの点を私たちが危惧し、問題化してまいりましたけれども、そのことが非常に大きく当たつていることについて実は非常に驚いているくらいなんでありまして、この点についてはもう内陸空港については問題がある。先ほど大臣の言われたように、羽田空港等については、現在のところを公園にして沖合の空港をつ

では私は正しいと思います。そういう点から、もう今後においてこのような、成田のような空港といふものについては私は困難である、つくつてはいけないというように思つておりますけれども、大臣いかがですか。

○國務大臣(福永健司君) 非常に大きな観点から、いろいろ御説がございました。国際空港は必要である、したがつて適当なところにつくるなんらいいという意味のお話を伺つたのでござりますが、内陸空港については反対だというお話でございますが、これ全部が全部というわけにもいかぬと思います。思いますが、私も実はこういうことになりますずっと前には、あそこへ空港を置くかどうかというような話、さらにそれより前の話等のときには、当の責任者の一人といたしまして、多少違つた考え方実は持つておつたんでござります。だからしたがつて、いまでもその考え方で青木さんと同じように内陸空港をやめにすりやいじやないかと、こういうことにはこれはまだこれで簡単にそうつながらないのでございまして、ここまで来たのにはそれなりの理由があつたわけでございます。そこで、私は全く成田につきましては、どうぞひとつ、ここまで来たのに、福永健司のときに大方でき上がつたものをこれをやめにすりやうことは、率直な話御勘弁を願いたいし、するのであります。青木さんがいまいろいろおっしゃつたように、内陸空港なるがゆえにこうこういういろんな欠点等も御指摘がございました。できるだけ私は成田にしていまここまで来たものを見ることができないとするならば、せめてその御指摘のような点、またその他いろいろございますが、こういう点にいろいろ留意して、その欠点ができるだけ少なくするようとに、こういうように努めたいと存じます。

それから、実はその他の空港等につきましては、現在あるところと、これから生まれるところと、構想がある程度進行中のところと、いろいろございますが、ただいまの御説等をよく伺いつ

に私も、実は青木さんによく似たようなことを若干の空港について私みずからそういうことを言っている事情等もございますが、この上とも御高説を拝聴しつつ善処してまいりたいと考へる次第でござります。

○青木薪次君 大臣、私もかつて三年ぐらい前から、私ども静岡県のいまの内陸空港について、海上へ滑走路を出して、そしてこれを設置したらいいということを私どもは提案したこともあるのです。それくらい、地元の皆さんいろいろな条件等を考えてやれば、それはやっぱり地元のコンセンサスということが得られれば、それは成田のようないい問題は発生しない場合だつてこれはあり得るわけですからね。原則として内陸空港はこれからは無理だということを実は私は申し上げているわけであります。ですから、何でも反対というんじゃなくて、その地元の皆さんのはり理解と協力ということについて得られないままに、今回の成田のように強行突破を図るというような問題等については、将来とも問題が起るだらうということでありまして、この問題をいい反省の材料として今後に対してもう必要があるんじゃないかといふように考えます。

それから、成田の空港については、航空局も公園も全く完璧なような飛行条件を、航空条件を有しているといふように言われておりますけれども、この点はいかがですか。気流の点については、いろいろ新聞等に載りまして、慣熟飛行に参加されたパイロットの皆さんのお見聞も聞いております。それからもやが非常にある、突風がある、雷が非常に落ちる、それから交通アクセスが非常に問題である、燃料輸送に困難である、それから横風用の滑走路もないといふようなことは、終じて私は欠陥空港じゃないかといふように考えておりますけれども、その点、いかがですか。

○政府委員(高橋寿夫君) アクセスその他の問題はおきまして、一応気象条件等の関係で私の理解している限りのこととを御説明申し上げたいと思ひます。

ます。

一つは、乱気流問題でござりますが、気象局の予報官が個人的に勉強したデータ等も私も見てゐるわけでござりますけれども、これは内陸空港の谷ありと云ふところに空港をつくります。成田の周辺もごらんのように丘陵とそれから谷地と言わされる谷の部分が交錯いたしております。したがつて、地表面がでこぼこしているわけです。——大きなでこぼこじやありませんけれども。そこへ風が吹きますと、地上の風はその地面ででこぼこに従つて、風がこううねるわけあります。この風が弱いときですと何ということないですねけれども、風が強いときにはそのうねりがやはり強くなくて、空港の滑走路面に近い、非常に低い空、低空部分についてそういうねりが出ることがあります。で、飛行機は離着陸のときにちょうど滑走路に近い低空部分の空気の層を通過するわけでございますので、日によりましてそういう状況のときは機体が揺れることがあるということが言われておりますが、これはもちろん愉快な揺れ方じやございませんけれども、しかしながら、そのまま続時間もごく短い時間でござりますし、航行の安全に支障があるような問題では絶対ない。ただ、なれないパイロットが来て、不愉快な感じを持つといけませんので、十分そういうことはあり得るということを内外の操縦者は周知をさせることにいたしております。航行の安全にはこれは関係ありません。乱気流といいますと、大分前に富士山ろくに墜落いたしましたBOACの晴天乱流問題、あれがすぐ頭にござりますので、私どもは乱気流というと、すぐ機体がばらばらになっちゃうようなものかと予想しがちでございますが、あいのクリア・エア・ターピュランスというようなものは全く空気の構造の違うものでござりますして、内陸空港は大なり小なりどこもあるということを聞いております。パイロットでも、日本国外のいい空港に離着陸するものですから、成田

みたいな内陸空港を余り使っていませんので、大分印象が強かつたようでございますが、同じ慣熟飛行でも、全日空のパイロットがやりましたが、あんないい空港はないと言っている人もいるわけでありまして、もちろん日によつても違いますけれども、このことは安全に支障ございませんが、十分そういう気象のこともあり得るということは周知をいたします。

それから霧でございますが、これも気象庁の調

べでござりますと、確かに夜間は、風がない日は霧が夜中から明け方にかけておりことがあります。これはちょうど昼間の大気、地上が、大地が暖められて、上昇気流が上へ上がりりますですね。そしてそれが、大地が冷えますと、地表にその水蒸気が水になつて停滞すると、風がないとそれが霧になるということが普通の気象現象でございますけれども、これも日が出来ますと、すっと温度が高くなると消えるということをございますし、風があればもちろん問題ないということでございまして、航空機の運用を開始する昼間の時間帯あるいは夜でも、夜中から朝に霧が発生しやすいわけでありまして、十一時までというような時間帯でございますと、その危険性は少ないということを気象の専門家は言っておりますから、これもます大丈夫だと思いますが、もちろん航空の規則には規程何キロという規則がございますから、その規程を超えるような場合には当然発着を控えさせますので、そういう点については万々遺憾なきを期したいと思います。

それから横風の問題でございますが、これも成田空港は滑走路一本しかない片肺空港であるということが言われております。もちろん私どもも本あつた方がいいと思います。二本ありますれば、たとえば不幸にして一本が何かの事情で滑走路閉鎖になりましたとしても、横風用滑走路があればそちらへシフトできますので、二本、横風用と普通の滑走路、両方ございますれば、いわゆる一本半といいますか、そういう運用ができます。現に羽田でもそうやっておりませんので、ベターでございます

けれども、ただ横風用滑走路がないと危険かといふ点のぎりぎりの判断になりますと、これは危険ではございません。これも一、二、三年前に、三年間の毎日観測をいたしました。一日二十回ですから一時間に一遍づつ、二、三日前擦されました管理棟のところにちゃんと気象の器械をつけまして、それで観測いたしました。三年間やりました。その平均をとりましたところが、いま日本航空なんかでは、飛行機が横から二十ノット以上の横風を受けるという場合には危険だから飛んではいけない、こういう規程になつております。そこで二十ノット以上の横風が吹く日が何日あるかといふことを三年間のデータでとりますと、○・一%しかない、千分の一でございます。したがいまして、千分の一といふを強調いたしますと、確率でございますから、そのためには飛行機は飛べないということはあり得ないということになつてゐるわけであります。これを強調いたしますと、横風用滑走路不要論になりますので、非常にこのところがむずかしいんでございますけれども、私どもは、それは二十ノットを超える横風の比率が○・一%と言つていいわけでありまして、もちろん横風が二十ノット以下でも横風用滑走路があればそちらを使うにこしたことはないわけでございまして、二本あれば非常にそういう意味でも都合がいいし、また安全に資することはもちろんでございますので、ぜひ横風用滑走路もつくらしていただきたいと、こう思つております。

私はたとえばお挙げになりました乱気流の点等につきましては、香港やロンドンのヒースロー等でございますが、これははるかに成田よりもまだ気をつけなければならぬという事情があるようござりますが、この両港ともそういうことがあるんだということを頭に置いて、ずいぶんそれに対する対策をしているようござります。また、羽田よりもっと遠い、都心から離れておりますサンパウロはサンパウロなりに欠陥といえば欠陥に近いような事情を持っており、リオデジャネイロあたりも霧等についていろいろな事情があるようございますが、まあそういうところは、その他のいろいろございますが、その欠点を補うためにずいぶん苦労をして、これに対処しているようございますが、私は日本は島国でございますが、島國なるがゆえにそれなりの気をつけなければならぬようなことは特にこういうことに気をつけなければならぬんだという措置をしているようございますので、私は日本は島国でござりますが、島國なるがゆえにそれなりの気をつけなければならぬようなこと等もございます。いまいろいろお話を伺いましたので、すべての空港について多少ともそういう心配があるところはみずから、そういう意味における足らざるところを心してこれを補う措置を十分講じさせるよう、よく調査をいたしまして、まあ欠陥といふのか、まあ欠陥とまでいかなくともそういう傾向のあるところに対しましては、それぞれ気をつけさせるよう、必要な措置を講じていきたいと存する次第でござります。

○青木蔵次君 まだいろいろと質問したい点がたくさんございますけれども、後でもまだいろいろ行事もあるようありますので、これで私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(内田善利君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

設委員会から連合審査会開会の申し入れがないでありますので、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内田善利君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内田善利君) 御異議ないと認め、さよ

う取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時一分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、国鉄の貨物駅廃止反対等に関する請願(第

三〇七三号)(第三〇九八号)

一、台風常襲地帯における気象官署の拡充強化

に関する請願(第三一〇三号)

一、国鉄の貨物駅廃止反対等に関する請願(第

三一二四号)(第三一四一号)

一、台風常襲地帯における気象官署の拡充強化

に関する請願(第三一九七号)

一、国鉄運賃再値上げ及びローカル線廃止反対

等に関する請願(第三二〇七号)

一、熊本空港における航空輸送に関する請願

(第三二三七号)

第三〇七三号 昭和五十三年三月十日受理

国鉄の貨物駅廃止反対等に関する請願

請願者 兵庫県川西市時田二〇五ノ三 堀

内忠外百五十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第三〇九八号 昭和五十三年三月十日受理

国鉄の貨物駅廃止反対等に関する請願

請願者 長野県木曾郡木祖村藪原 伊倉一

請願者 東京都江戸川区堀江町四、一

八 松下孝治外百十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第三一〇三号 昭和五十三年三月十日受理

台風常襲地帯における気象官署の拡充強化に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡知名町下城一、一

六六 市来進之助外四百七十名

紹介議員 和泉 照雄君

この請願の趣旨は、第二五四七号と同じである。

第三一二四号 昭和五十三年三月十一日受理

国鉄の貨物駅廃止反対等に関する請願

請願者 山形市飯塚町五八ノ一 小山秀一

外七十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第三一二四一号 昭和五十三年三月十三日受理

国鉄の貨物駅廃止反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町二ノ八ノ二八ノ

三〇五 渡辺善男外九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

第三一九七号 昭和五十三年三月十五日受理

台風常襲地帯における気象官署の拡充強化に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡知名町正名一、〇

八二ノ一 伊井清勝外三十四名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第二五四七号と同じである。

第三二〇七号 昭和五十三年三月十五日受理

国鉄運賃再値上げ及びローカル線廃止反対等に関する請願

請願者 長野県木曾郡木祖村藪原 伊倉一

夫外百三十名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第三二三七号 昭和五十三年三月十六日受理

熊本空港における航空輸送に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県

紹介議員 田代由紀男君

議会議長 増田英夫

政府は、昭和四十五年十一月二十日の閣議了解による「航空企業の運営体制について」の取決めを尊重し、現在航空企業一社が独占運営している熊本空港には、早急に東亜国内航空株式会社を加え、二社以上によって運営されるよう強く要望する。

理由

最近における航空輸送の伸びは著しく、長距離輸送においては航空輸送がその主体となつてきている。熊本空港における航空輸送は、現在、航空企業一社が独占運営している現状であり、利用者に対するサービス向上の面において、独占による少なからぬ弊害が見られるため、これが是正を期待するものである。

昭和五十三年四月十八日印刷

昭和五十三年四月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K